

## 総合計画基本構想審査特別委員会記録

### ○開催日時

平成26年11月4日 午前10時～午後2時55分

---

### ○開催場所

第3委員会室

---

### ○出席委員（12人）

委員長	持原秀行	委員	中島由美子
副委員長	下園政喜	委員	谷津由尚
委員	江口是彦	委員	小田原勇次郎
委員	川畑善照	委員	成川幸太郎
委員	福田俊一郎	委員	帯田裕達
委員	井上勝博	委員	森満晃

---

### ○その他の議員

議員 杉 蘭 道 朗

---

### ○説明のための出席者

企画政策部長	永田一廣	市民福祉部長	春田修一
企画政策課長	上大迫修	建設部長	泊正人
		消防局長	新盛和久
危機管理監	新屋義文	水道局長	落合正浩
新エネルギー対策監	松枝賢治		

---

### ○事務局職員

議事調査課長	道場益男	主幹	久米道秋
課長代理	南輝雄	議事グループ員	柳裕子
主幹兼議事グループ長	瀬戸口健一		

---

### ○審査事件

議案第111号 第2次薩摩川内市総合計画基本構想を定めるについて

- 第2編基本構想 第3章政策展開の基本方針について
    - 政策1 健やかに生き生きと暮らせるまちづくりについて
    - 政策2 快適で魅力的な住み続けたいまちづくりについて
-

△開 会

○委員長（持原秀行）これより総合計画基本構想審査特別委員会を開催いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可をいたします。

△議案第111号 第2次薩摩川内市総合計画基本構想を定めるについて

○委員長（持原秀行）それでは、10月30日の委員会に引き続き、審査を一時中止しております議案第111号第2次薩摩川内市総合計画基本構想を定めるについてを議題とします。

本日は、基本構想第2編、第3章政策展開の基本方針のうち、1及び2について審査を行います。

なお、審査に当たっては、この政策展開の基本方針に基づき、基本計画の施策ごとに説明を受け、質疑を行うこととしたいと思っておりますので、御了承をお願いします。

△政策1 健やかに生き生きと暮らせるまちづくりについて

○委員長（持原秀行）それでは、政策1に基づく基本計画の施策1について、当局に説明を求めます。

○企画政策課長（上大迫 修）おはようございます。

では、基本計画に基づきまして、施策ごとに説明申し上げます。

お手元に資料6を準備いただきまして、3ページをお開きください。よろしいでしょうか。

政策につきましては、資料5の10ページでございますので、よろしくご説明申し上げます。

政策1番、健康福祉、健やかに生き生きと暮らせるまちづくりのうち、施策の1番として、「生涯を通じた健康づくりの推進と医療体制の充実」ということで整理をいたしました。

まず、現状と課題でございますが、それぞれ現状と課題の枠に①②③というふうに付記してございますが、これは右側のページ、政策展開の方向性の①②③と相対的に対比させてあるということで、お目通しをお願いしたいと思います。

まず、現状と課題の1番でございますが、近年の高齢化が進む中で、生活習慣病等の増加等が見られることから、今後の対応としては、健康寿命を延ばすことの重要性が認識されてきたこと、高齢者になっても自立して豊かな生活が送れるよう、市民一人一人が食事や運動等の生活習慣に関する健康意識を高め、病気になりにくい健康な体をつくり、維持していくことが求められているという現状。

また、二つ目には、がんなどの生活習慣病や心の病気を抱える人がふえていること、特に本市の場合、男性の肺がんと脳血管疾患の死亡率が高いことから、がん検診や生活習慣病予防のための健康支援などを図っていく必要があるとし、加えて新型インフルエンザ等の感染症の発生や蔓延等を防止する対策が必要であるというふうに現状をしております。

三つ目には、救急医療も含めました安全安心な医療体制が維持されておりますが、特に地域の課題となっております産科、小児科等を中心に医師、看護師の不足が目立っていることから、救急医療機関の適正利用や医療体制の堅持などの対策が求められていること。

加えて、甌地域におきましては、特に医療従事者が不足しており、その対策が急務となっていることを課題として掲げております。

加えて、診療所の維持補修や医療機器の整備などを計画的に進めるとともに、蘭牟田瀬戸架橋の完成を見据え、診療施設の効率的な配置の検討の必要があるということを示しております。

次に、目指すべき姿は、基本計画期間5年後、平成31年度末におきましての基本目標でございます。その状態を示しております。健康に対する市民の意識が向上し、地域に求められている医療体制が整っていること、これをはかるバロメーター、捕捉の手法としまして、成果指標とその目標値を示しておりますが、成果指標については三つでございます。

市民アンケート調査によりまして、一つ目に、

健康づくりに自主的に取り組んでいる市民の割合を現状値、これは平成26年の4、5月に調査をいたしました現状値でございますが、アンケート調査によりまして66%の方が健康づくりに自主的に取り組んでいるということで回答をいただきましたが、これを、欄外になります下段の米印の2を見ていただきますと、約10%以上の増加を目指す矢印としてございます。60%台の回答を得たものにつきましては、10%以上伸ばすという努力目標といえますか、目標値を示しております。

次に、アンケート調査の休日や夜間など緊急時の医療体制に関する市民の満足度につきまして、70%の回答をいただいておりますが、今後につきまして5%以上の伸びをやっていくということで目標としております。

次に、かかりつけ医がいると回答した市民の皆さんの割合も、73%の回答を得ておりましたので、これを5%以上は伸ばしていくというような目標値の設定でございます。

次は、右側になります。このため、現状と課題に対応し、施策の展開方向としましては、①に健康に対する市民意識の向上とし、若いうちからの自分の健康に関心を持ってもらうためのポピュレーションアプローチということで欄外に書いてございますが、年代を問わず、市民全体を対象とした食育等の健康意識の向上を図るための取り組みを行うことを①に記載してございます。

②は健康づくりの推進ということで、疾病予防、早期発見、療養に結びつけるための特定健診、人間ドック等各種検診を充実し、受診しやすい体制を整えるとともに、感染症などの発生・蔓延防止対策に取り組みます。

二つ目には、健診受診後の必要な情報の提供や相談、指導を充実しますというふうにいたしました。

三つ目でございます。医療体制の整備につきましては、二つ書いてございますが、在宅当番、夜間当番病院等の充実、休日の医師・看護師の確保、救急医療に関する情報の提供など、安心して医療が受けられるよう医療機関と行政が連携し、救急医療体制を堅持していきますという形でしてございます。

二つ目に、圏地域の医療体制につきましては、診療施設の効率的な配置及び充実を図るとともに、

医師・看護師の負担軽減を図ることによる安定的な医療体制の確立に努めるというふうにとまとめたところでございます。

施策体系は、生涯を通じた健康づくりの推進と医療体制とし、今申し上げました①から③がそれを支える方向性となっております。

最後になりますが、市民と行政の役割とし、市民の部分は「(市民)、(事業者)、(地域・団体)、(医療機関)」ということで、それで記載してございます。

「(市民)」の役割の分担のところにつきましては、自助としまして、かかりつけ医を持ち、重複診療やコンビニ受診を控えましょう、生活習慣に関心を持ち、健康づくりに努めましょうといった部分、「(事業者)」につきましては、従業員の健康に気を配っていただきたい、積極的に支援しましょう、また「(地域・団体)」としましては、健康づくりに対する意識の醸成及び地域で誘い合って各種検診を受診しましょうといった部分、また「(医療機関)」といたしましては、適切な医療提供とともに医療従事者の確保・育成に努めましょうということで書く一方、行政の役割としまして三つでございます。

健康づくりに対する市民意識の向上のための普及啓発に努めるとともに、各種の健康づくり事業を推進します。

二つ目には、当番医等のことがございますので、夜間当番病院やその他の医療機関の診療科目等の医療環境に関する情報を適切に皆さんにお知らせします。

三つ目には、医療体制の確立に努め、夜間・休日を問わず、安心して受けられるよう体制の確立を目指しますとしてございます。

今回、このような形で整理をいたしました。再度復唱になりますけど、現状と課題につきましては、今後5年間において、この施策分野において課題とし、現状を分析し、課題等と掲げて、それに向かった方向性を施策の方向性の形で示しておりますので、現状と課題につきましては、ある程度現状に絞り込んだといえますか、わかりやすくまとめた形になっておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上でございます。

○委員長(持原秀行) ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑

をお願いします。

○委員（谷津由尚）基本計画も同時進行でいいんですね、という認識でよろしいんですね。

○企画政策課長（上大迫 修）はい。

○委員（谷津由尚）御説明ありがとうございます。いろいろ基本計画の具体的なところに入っていきわけですけども、今は基本計画の中のまずは2項目なんですけど、まず1項目なんですけど、体系的によくわからないんですよ。

例えば、「健やかに生き生きと暮らせるまちづくり」という基本構想があって、これにリンクしている基本計画があるわけです。基本構想の中では、次の、また「快適で魅力的な住み続けたいまちづくり」というのがあるわけですけど。これらがどういうふうに体系的に結合しているのかというのがなかなかわかりづらい。その結果、やっぱり政策展開の基本方針のところである「健やかに生き生きと暮らせるまちづくり」という項目ずつが、それぞれが独立して存在をしている。

これが全部成就したときに、総合的な効果がどうなるのか、総合的な結果として、薩摩川内市の経済ですとか、福祉ですとか、住みやすさですとか、そういう指標にどうやって総合的にあらわれてくるのかなというのがまず見えないんですよ。それは、もともとそういうつくり方をされていないからそうなんでしょうけども、まずこの点について御答弁をお願いします。

○企画政策課長（上大迫 修）いきなり3ページから説明を申し上げましたが、前のページ、1ページ、2ページのほうをごらんいただきまして、政策・施策の体系として再度説明申し上げてみたいと思いますが、基本的に、基本理念、将来都市像から六つの政策を掲げさせていただいております。

その政策に対しまして、1番目の健康・福祉につきましては右側のほうに四つの施策を、2番目の政策につきましては五つの施策をということで掲げておりまして、もちろん掲げた施策ごとに、右側の2ページにありますように、施策の方向性を示しているところでございます。

今回、この部分で施策の成果指標というのを掲げた部分がございますが、先ほど説明いたしましたとおり、それぞれの施策について5年後の到達目標を掲げ、それをはかる物差しを示させていただいております。それが全てにおいて成就した場

合は、政策が六つ連動して進んで成果が出てくるわけですけど、これらについて最終的に政策レベル及び将来都市像レベルで数値的な目標は掲げておりません。

先日、御指摘いただきましたように、人口等については掲げることが難しいとしてございますので、掲げておりませんが、私どもがそれぞれの施策を実施し、政策としてくくったものが実現しますと、どのような形になるのかというものにつきましては、資料5に書いてあります。資料5の9ページの将来都市像において、10年後、このような部分まで到達させたいという思いといたしますか、イメージでございます。安全・安心とか、活力とか、共生とか、行財政といったこのような部分において、各施策を展開した結果があらわれてくるというふうに捉えて、示しているところで

す。ここが数値化されていない部分等については、なかなか御指摘も多い部分かと思いますが、難しいということから、数値的なものというふうにはしておりませんので、総合的にどのようにあらわれるのかということにつきましては、ここに書きました10年後のイメージというものがそれぞれの見た方々においてはあるかもしれませんが、あらわれるといたしますか、結果として目指しているものはここになっているというふうに説明せざるを得ないところでございます。

○委員（谷津由尚）そういうふうにおっしゃるだろうと思っております。例えば3ページの健康づくりに自主的に取り組んでいる市民の方の割合と、市民アンケートの結果で現状値が66%であると、目標値は10%以上アップと。

ここで、例えば施策1で、「生涯を通じた健康づくりの推進と医療体制の充実」というこういうテーマを掲げるのであれば、私は、この基本計画全体に言えることなんですけど、せめて財政運営プログラムにどういう形ででもリンクする、あるいは地域成長戦略にもリンクするということはないと、そこがないと、これじゃ私はモチベーションにならないと思うんですけども、はっきり言いますけど。

例えば、ここで言う健康づくりに自主的に取り組んでいる市民の割合の目標値を矢印ではなくて、例えばここで言うんだったら、例えば将来的に5年後、国保とか介護保険の例えば介護保険だと、

適用金額といいますか、お一人当たり平均の、今それは出ていますよね、数値が。適用された方は全体の何%というのも出ています。そういう数字を少しでも改善するという目標値を私は掲げるべきだと思います。

それを掲げることによって、最終的には財政運営プログラムのところの扶助費のところ、これは効いてくるわけですよ。という計画を組まないで、基本計画として私はなっていくかと思うんですけど、ここはいかがですか。

**○企画政策課長（上大迫 修）** 御指摘の部分、究極の部分で言いますと、基本計画と財政運営プログラムの連動性というんですかね、その部分に関してでございますけど。今回、私どものほうが基本計画をつくるときに、部長が計画策定の冒頭で申し上げましたけど、市民にわかりやすい形でお示するというために、目指すべき姿と成果指標というのを掲げたところです。

一方、財政運営プログラムにつきましては、今、既に策定してありまして、今後、取り組むべきものを、人件費を抑制しますとか、施設をしますとかいう形を書いてございますので、基本的には基本計画に掲げた目標を実施する場合に、財政的な制約等もありますので、そこら辺については予算の段階で調整を図っていくという形に、今、しているところでございます。

もう一つの言い方としますと、この目標を達成するのに、逆の意味から、目標を1%上げるのに財政的にどれぐらいの負担が強られるかといった部分については、積み上げをいたしておりません。

あくまでも、今の現状の施策のレベルから引き上げるために取り組んでいきますというふうにしておりますが。それを取り組むに当たりましては、お金とか体制といった部分をどのようにコントロールし、そこにはめ込んでいくのかということについては、なかなか難しい点もありますので。数値的な積み上げを現在のところやっておりますので、今後、財政運営プログラムで単年度の予算とか体制を見ていくときに、どの政策に優先的に資源というものを充てていくのかということの一つずつ判断しながらお示しをし、方向づけしていこうかなというふうに思っているところでございます。

そういった意味から言いますと、谷津委員が言

われるとおり、財政運営プログラムの中で、きちっとこの政策に幾らお金と人をはめ込む、将来的には収入が幾らふえるといった産業政策等も含めて調整できればいいんですが、ここについてはかなり難しいというふうに思っております、あくまでも財政運営プログラムとして方向性を示す中で、一方で施策ごとに目標を示しますけど、それをそれぞれの単年度の予算の中でうまく組み合わせて、サービスレベルが低下しないように、方向性に沿った施策運営、財政運営ができるように組み合わせていこうというふうに考えているところでございます。

ちょっと答弁にはなりませんけど、思いとしてはそういった形で整理をしております。

**○委員（谷津由尚）** 十分答弁になっていると思うんですけど、ただ、全く私の期待どおりにはなっていないという、それだけのことです。

じゃ、質問の切り口を変えます。例えば、今、こういう健康づくりを自主的にとか、「生涯を通じた健康づくりの推進」というこの項目で関係する質問としますと、例えば市民福祉部の職員の方が大きくここにはかかわっていくわけですけど、それじゃ日常の職員の方の業務を推進される中で、例えば総合計画にのっとってやるという、基本計画にのっとって5年間のスパンは動いていくという中で、職員の方々がこれを見て、よっしゃ、頑張ろうと、具体的にこういうふう動いていこうという目標に、そこまでブレイクダウンしてないですよ。そこまですべきなんです。そうしないと、日常の業務と基本構想、基本計画とが乖離してしまっただけは、私はいかんと思うんです。

済いません、乖離というのは表現が言い過ぎかもしれませんが。例えば将来の姿がありますね、本当にこれ抽象的なんですね。これは外れないでしょう、こういう表現だったらまず外れないですよ。どういうふう情勢が動こうと、まず外れないですね。そういう目標の10年後の姿を書かれていて、なかなか、うん、そうやなと思うんですけど、でも基本計画はそれじゃだめでしょう。

少なくとも、職員の方が日ごろ自分の業務を遂行されるに当たって、これが指標にならないと、私はどうするんですかということをまず言いたいですよ。先ほどおっしゃいましたね、市民の方がわかりやすいようにと。わかりやすいようにするんだったら、目標を組むべきなんです。それ

に対して目標値が今こうなりました、実績はこうなったんですと、その変動差はこうなんですと、これが一番わかりやすい説明でしょう。そう思いませんか、いかがですか。

**○企画政策課長（上大迫 修）** 御指摘の部分はごもっともでございます。先ほど説明が足りなかった部分をさらに補足させていただくと。今回、それぞれの施策について、毎年、施策評価は実施することという形で全体スキームを組んでいます。施策ごとに、今、目標に対してどこにいるのかということをお知らせする。また、施策を構成する事務事業につきまして、事務事業評価をするという形にしております。

これは全事業、予算を伴う事業は全事業するという形が、後ほど政策の6の4というところから出てきますけど、そのようなことをビルトインといえますか、スキームとして入れておられます。それぞれの施策に従事する職員につきましては、ここに掲げました課題と目標に対して、どの事務事業が最も優先度が高いのかというものでありますとか、事業を効率的にやることで、目標に近づけていくのかといったことをPDCAというチェックの中で十分発揮することで、財政的にはちょっと苦しい部分もありますけど、成果目標がつながるように仕組んでいるということになります。

委員の言われました、目標に対しまして現実的に目標値に近づけなかった、もしくはなかなか到達できないといった部分については、毎年の施策評価と事務事業評価においてそこをチェックして、また、この内容につきましては、基本的な考え方をしますと、住民の方々に施策の評価、事務事業評価という形については公表することで、住民の目からもチェックをしていただいて、私ども執行部といえますか、施策を立案して実行していく側のほうも内部評価とリンクさせて、成果が上がっていくように努めたいというふうに行っているところでございます。

今回、特に矢印で市民アンケートの部分を示しているといった部分を具体的に数値化するかどうかということについては、策定段階でもかなり議論をいたしました。基本的には60%台のものにつきましては10%以上上げること、50%台については15%以上上げること、40%台については20%以上上げることということで、茫洋とした形になっておりますが、議論の結果として

そうせざるを得なかったのが現状でございます。

具体的に、1%、市民のアンケートのレベルを上げるのに、今実施している事業をどれだけ予算をふやして事業量を上げていくのかということをお考えするには、まだ事務事業評価とかも導入しておりませんので、経験値といえますか、そういったものも見きわめることはできませんでしたので、示し方としてはそのような形にしております。

**○委員（谷津由尚）** 政策評価と今おっしゃいましたけど、施策評価、まず一つの質問は、言葉に対してどう評価できるのかというのが一つの質問です。

二つ目の質問が、今ここに成果指標が、市民アンケートがあって、現状値があって、目標値があると、目標値が10%以上だと、これに対してPDCAで回していくとおっしゃいましたけど、これをPDCAで回すべきじゃないんですよ。そこは大きな間違いですよ、はっきり申し上げます。

これは現状をまとめた話であって、この現状値に対してその原因は何なのか、その原因に対して明確にしてPDCAを回さないと、ずれてしまいますよ。これに回したってだめなんですよ。そうでないと、最終的に健康づくりに自主的に取り組んでいる市民の方の割合というのは、効果としてあらわれないんです。そこは、PDCAの着眼点が違います。この二つ、質問ですけど、どうですか。

**○企画政策課長（上大迫 修）** PDCAといえますか、事務事業評価をまず実施しますというふうに申し上げましたが、施策の目標というのがありまして、その下部のほうに事務事業というのがございます。事務事業は、施策の目標に対して、事務事業ごとにそれなりの目標値というものを持っておりまして、それに対して到達できなかった、できたかということをおっしゃる、一つ一つやっていくことが政策の目標値に対してどのように貢献しているのかと見きわめる方向になっていきますので、そのような方法で事務事業評価は考えているところです。

施策につきまして、現状値をここまで伸ばすといった目標的な示し方ですので、施策評価につきましては、アンケートについて、毎年、今後チェックをかけていきますので、その数値の見方に対して内部的な評価を実施して、分析いただくと、市民の側からも見たときに、目標に対してきちっ

とアプローチできているのか、改善されているのかというのを見ていただくという形の考え方を持っているとところです。

○委員（谷津由尚）目標値とおっしゃいましたが、施策の目標値というのは、済いません、1ページ、2ページのこれでいくと、どこに当てはまるんですか。

○企画政策課長（上大迫 修）3ページ、4ページで言うと、左下の成果指標と目標値の表が一番右側の矢印という形になります。施策によりましては、具体的に数字を示しているものがありますので、9ページ、10ページなどと言いますと、具体的に何ポイントまで持っていくかという目標値になります。

○委員（谷津由尚）一人で時間をとって済いません。いずれにしても、表面的というか、成果指標に対してPDCAでやる場合は、成果指標に対して原因と対策というのをきちんと決めなきゃいけません。その上で、それを中心にしてPDCAを回さなきゃいかんわけです。そう思っています。そうせんと、最終的にここに効果があらわれない。その着眼点は絶対に間違わないでほしいと思います。

願わくば、私が冒頭言いましたように、今からでも遅くありませんので、これが達成した場合に何がどうなるのかという、職員の方が日ごろ日常の業務に反映できる、それをモチベートされるような財政運営プログラムですとか、そういう指標に数字的に置きかえないといかんと思っていますので、これはお願いをしておきます。

以上です。

○委員（小田原勇次郎）私から、また別な観点で、初日に部長が御説明をされました。今回の基本構想、基本計画については、市民にわかりやすい計画づくりに腐心されましたという御説明がありましたので、その部分を非常に是認する立場から、考え方は基本計画についてはこれで私は是認したいと思うんですが、今、谷津委員がおっしゃったようなそういう詳細の目標部分については、毎年、皆様方がつくられる部局経営方針のいわゆるプラン・ドゥ・チェック・アクション、ここあたりをある程度全庁的に統一した手法で、今、部局経営方針を見たときに、部局について定め方、数値目標の掲げ方、いろいろとばらつきが見られます。

そこあたりを、ある程度全庁的な取り組みの中で指標を定めて、おのおの取り組んでいけると、全庁的に取り組んでいけるといふ、ここらあたり—基本計画の下にいろいろな例えば介護の計画であるとか、いろいろなまたランチがつくじゃないですか、いろいろな詳細計画が立っていくじゃないですか。あそこあたりの中で、いろいろな数値目標であるとか、そしてそういう財政プログラムとのいわゆるリンク、整合性、そこあたりを十分に詰めて、そして毎年の、最初、冒頭で申し上げましたように、部局経営方針の中で、毎年、ことしはこの目標に向かって進むんだ、既に今取り組んでいらっしゃるんですよ。

例えば、市民保健福祉の方々であれば、がんの受診率をことしは何%に引き上げますというのを部局経営方針で定めて取り組んでおられるはずで。その中において、PDCAをきちんと市民に対しても報告できるような取り組みにやっていただけたらなというふうには私は思うところがあります。非常に部局によってばらつきがあります。部局によって考え方のばらつきがありますから、そこらあたりをある程度全庁的な取り組みでやっていただきたいというのが私の要望の1件です。

今度は質疑なんですが、今までの過去の基本計画等を見たときに、今回の計画の中に国保会計の健全性への取り組みという部分が欠落している、介護は入っていますけれども、国保の健全運営が前回の総合計画から漏れている部分があるんですが、ここらあたりの取り組みについては、次期総合計画の中ではどのように盛り込んで考えていかれるおつもりなのかなど。これも非常に重要な問題点でありますから、そこらあたりをお聞かせ願えませんか。

○市民福祉部長（春田修一）ただいまの御質疑でございますが、私どももこれをつくる際に、国保の取り組みという部分がなかなか入っていないよねというようなことは検討したところでございます。

国保の部分につきましては、国が今大きく制度改正をしているということ、それに基づいて私どもは制度に基づいた形でやっていると、それが結果的に先ほどの議論ともつながりますが、医療費とか、あるいは国保税、そういう部分にどういふふうにはね返ってくるかというようなことになっておりますので、ここの中では生涯を通じた健康

づくり — 市民の意識を高めるということを、コンビニ受診とか、夜間診療とか、そういう部分が高まることによって、国保の財政運営にも起因するというようなこと等 — で包含されるという思いがございまして。ここの中では大きな取り組みの中で、生涯を通じた健康づくりと医療体制の充実、これが結果的に国保の健全な体制にもつながるといったような概念の中で考えているところがございます。

○委員（井上勝博） 構想と計画を見ながら思うことは、一つの大きなこれからの市政の指針をつくっていらっしゃるわけですが、ここで大きな間違いをすると、10年間、いわばそこで部内でいろいろ検討される際に、間違った指針でもって進んでいくということになるのかなということの一つ感じているところですが。例えば、今回の第2章の施策1、生涯を通じた健康づくりの推進云々と、ここの中で健康寿命を延ばすことの重要性が、認識されているというお話があるわけですが。これは最近、安倍首相が言っていることですが、これを10年間のいわば指針という形にしていいたほうがいいかと。安倍首相というのはそんな長くないとは思っているんですけど。本当にそういう言葉を指針の中に入れるというのはどうなのかと。健康寿命については議論がありますよ、やっぱり。健康寿命というのは議論があります。

いわばピンピンコロリという概念をこういう健康寿命という形で作ったものだというふうに思うんですけど、生涯を通じた健康づくりの推進という点では、WHOの中で社会的要因を重視すると、健康をむしろ背景にある貧困、格差、労働環境の改善に向けて、国が責任を持つとなっているわけで、国のところを行政と言いかえてもいいと思うんですけども。そういう健康をむしろ社会的要因という問題について、まずそのことが論じなければ、ただ健康寿命を延ばすということを行うだけでは、これは私はおかしいことになるとはならないかなと、そのときそのときはやはり言葉を使ったということになるとはならないかなというふうに思うんですよ。

政治の激動というのは、これからどうなるかわかりませんが、これは5年間の計画だから、5年間という長いスパンの中で、こういう言葉を使って、普遍的なものではなくて今使われて

いる言葉を使うというのは、後になってこれが否定されたりした場合に困ることになるんじゃないかというふうに思うわけです。

それから、先ほど国保の問題がお話がありました。国保についても、今、国が行おうとしている方向性でもって、ここでは検討していないということになるわけですね。国保の問題というのは、払い切れないほど高くなってしまった国保税という問題が大きな問題になって、滞納者がふえ、資格証とか短期証とかというのが交付され、滞納者にはさらに収納のために、さまざまなペナルティというのが行われていると。そのことによって、病院にかかりにくくなっている人たちがふえて、そういう方々が重病化するというような問題点なんかも、これは私はずっと普遍的な問題であると。これをどう解決するのか。

国が今進めようとしている方向性というのは、それを解決する方向になるのだろうか、国保税を低くするという方向になるのだろうかというふうに疑問点としてあるわけですね。そこに問題があるんだということを考えなきゃいけないんじゃないかと。

それから、もう一つ。「コンビニ受診」という言葉が4ページのところに書いてありますけれども、これは最近の全国のケースの中で、息子さんが体調が悪いということで救急車を呼んだんだけど、電話での聞き取りの中で、大したことはないということで救急車の出動をやめたということの中で、その方が死亡するというケースがあったそうなんです。

これは恐らく氷山の一角だと思うんですけど、「コンビニ受診」と言った場合に、これは大したことはないからというふうに思っている、それは専門家が判断するわけじゃないじゃないですか。自分で判断したり、周りの人が判断するわけですよ。しかし、それが重病であったり、専門家が見たら、これは早く連れてくるべきだったのに、なぜ連れてこなかったのかということにもなるわけですよ。だから、コンビニ受診という言葉の中で、本当に受けなきゃいけない方々の心情の障害になっているという実態があらわれているわけであって、コンビニ受診というのは私は使うべきではないと。

子どもの医療費の問題で、中学生まで無料化する際にも、最初は中学生まで無料化ということ

主張したときに、コンビニ受診を助長するものだという反対意見があって、結局、そのときは無料にならなかったんですね。しかし、後になって中学校まで無料化されるということが起こっているわけで、早期に病院にかかるということが大事だというふうに後で言われるわけですが、コンビニ受診という言葉はそういうことの中で否定されているわけですね。

今は、先日もお話ししましたように、高校卒業まで無料にするという自治体が県内でもどんどんふえております。そういう目標こそ掲げて、これは後の子どもの支援の強化のところでありますので、また言いますけれども、以上です。どのようにお考えでしょうか。

**○市民福祉部長（春田修一）** 3点ほどお尋ねでございますが、健康寿命を使うことについてということでございますが、健康寿命につきましては、皆さん御存じのとおり、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間、この部分を健康寿命と呼んでいるところでございまして、これにつきましては県の計画の中にも、うたわれ込んでおりますので、安倍首相の一時的なということではなくて、大きな今後の考え方ということで整理されているというふうに考えておまして、私どもも今回、「平均寿命」という言葉も使われておりますが、今回、「健康寿命」と使ったところでございます。

健康寿命につきましては、介護につきましても、先ほど言いました医療の問題につきましても、全てにつながってくることだろうというような思いがございまして、大きく目指すべき問題としては健康寿命という言葉が適切じゃないかということで使わせていただきました。

それと、国保財政の部分でございますが、国保財政につきましては、高過ぎる保険料というようなこと等でございますが、今のほうで広域的な部分で出ております。県単位で運営という話が出ておりますが、前回、新聞報道等でも、保険税につきましてはそれぞれの自治体ごとに運営し、健康に対する取り組みとか、そういうインセンティブを働かせることによって、保険税を加味するというような国の中間案が出ておりました。

ただ、議員おっしゃいますように、私どもの思いとしては、国保財政に起因するような制度改革であってほしいという思いがございまして、財政

に対する支援についてはいまだ示されていないというような状況等がございます。

国保財政につきましては、大きな国の制度の中で運営されていくべきものと考えておりますので、これらについては、今後、国の財政支援と県の財政支援等も含めまして、見守っていきたいというふうに考えております。

それと、「コンビニ受診」の言葉を使うべきではないんじゃないかというような御質問でございますが、救急車を呼ばれて運ぶ分については、基本的に消防のほうでは断ることはないというふうに理解しているところでございます。

ただ、子どもがここでコンビニ受診と言った部分につきましては、平日が結局、仕事の関係、あるいは長時間待つ必要があるというようなこと等で、安易に土日等を使われる、簡単にというか、時間を待つことなく受診ができるというような部分について、コンビニ受診というような概念を持っているところでございまして。医師会の先生方とお話をする中でも、やっぱりそのような形でかなり受診が多いというような状況等があるというようなこと等から、広報紙等でも皆様方のほうに啓発はお願いはしているところでございますが、それをコンビニ受診を避けることによって、医療体制の維持にもつながってくるし、医師の負担軽減にもつながってくるというような思いも持っております。そういうことで、コンビニ受診を避けましょうというような表現を使ったところでございます。

議員がおっしゃいますように、救急車で必要な部分については、当然に医療体制としても重要なことでございますので、それを阻害するということはあってはならないことだというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）** 最初の部分だけ、私の意見も言わせていただきます。

①の健康寿命については、その後、「高齢になっても自立をして豊かな生活を送れるように、市民一人ひとりが食事や運動、喫煙など生活習慣に対する健康意識を高め、病気になりにくい健康な体をつくり、維持していくことが求められています」というふうが続いていて、健康寿命という考え方というのは自己責任というか、いわばこの間も議論になりました自助、共助、公助のうちの自

助だけをここで書いてあるわけですね。

だから、先ほど私はWHOの健康の問題、これを個人の問題だけで捉えるのではなく、社会的決定要因を重視するという点では、この概念の中では、ないということになるので、私は健康寿命という考え方というのは、こういうWHOの指摘に対する考え方とは、ちょっと反する考え方になっているのではないかというふうに思うんです。これは議論しませんので、意見として申し上げます。

**○委員長（持原秀行）** ほかにございませんか。

**○委員（福田俊一郎）** 相当時間をいただいていますけれども、基本計画の入り口のところで、施策等もこれをもって始まったわけですので、お尋ねしていきたいと思うんですが。特に、成果指標と目標値については次のページからずっと入ってきておられますので、基本的な考え方についてお尋ねしておきたいと思えます。

まず、3ページの中での市民アンケートが三つあって、成果指標について、健康づくりに自主的に取り組んでいる市民の割合とか、項目が三つありますけれども。項目の選び方、項目のつくり方、これはどういうふうに3項目をつくっていったのか、この位置づけですね。いろんなデータをもとにこういう枠組みをつくって、現状値、目標値を示されていると思えますけれども、そこら辺の基本的なところと。

あと、先ほど企画政策課長のほうから、現状値が60%台であれば10%以上の目標、50%台であれば15%以上、40%台であれば20%というふうに説明をされたところでもありますけれども。まず、現状値の一番上の66%はどこから数字が来ているのか、以下、どこから70%、73%、この数字がどこから来ているのかをお示しいただきたいのと、それから目標値については、繰り返しますが、60%は10%以上というところだったんですが、ここが一番上については20%以上と大きな数値を掲げているところです。以下、上から20%、5%、5%とありますけれども、この目標値、なぜ10%でなくて20%なのか。下の真ん中の70%に対しての目標値が5%ですけれども、なぜ10%でなくて5%なのか、この辺の根拠を示していただきたいと思えます。

以下、ずっとこの目標値があるんですよ。目標の数値を掲げたほうがいいのかどうかの議論もした

ということでもありますけれども、先ほどの説明にもかかわることなので、なぜこういう数値にしたのかですね。

以下、ずっとページが続きますけれども、ここで答弁ができなければ、長くなるようであれば、また以下の数値の根拠についても、何らかの文書等でも結構ですので、掲げておいていただければと思います。

とりあえず以上です。

**○企画政策課長（上大迫 修）** 市民アンケートによります現状値につきましては、本年5月の時点で、これらの項目を掲げて市民アンケートを実施させていただいた実際の測定値でございます。

3,000人の市民の方を抽出させていただいて、「健康づくりに自主的に取り組んでおられますか、どうですか」と聞いた実数、把握した実数でございます。これにつきましては、毎年、当該年度の年度末、もしくは翌年度の4月、5月、どのタイミングになるかは言えませんが、毎回実施してまいります。

それと、先ほど60%については10%以上、50%は15%以上というふうに整理したところでございますが。基本的にアンケート調査におきまして、恐らく8割以上の満足度の把握というのはなかなか難しい部分が、満足度達成というか、100%というのは恐らく絶対ないという形でございますが。8割程度もかなり難しいということから、政策を掲げ、目標と掲げている以上、6割強の方々の理解は得る、実施し、満足度を上げていくという基本的な考え方から、60%についてプラス10としますと7割になります。50%で15%という形にすると65%以上という形になりますので、おおむね6割を超え7割のレベルまで満足度を上げたいという考え方、概念的な部分でございます。

これを1%上げるのに、どれだけコストなり経費は、かかるのかということは精査しておりませんので、市民の皆さんに対しましてそれぞれ役割と分担を示しながら、約7割前後の方には施策としての目標について理解を得ていきたいという考え方で、それぞれのランクごとにプラスオンした数字で、約7割近くのところまで持っていきたいという考え方で整理したものです。

市民アンケートについては、約7割という形の整理の仕方をしておりますが、個別具体的なもの

につきましては、実際の国の政策の動向とかを見きわめて数字を置いたものもありますので、それぞれの施策でそこはごらんいただきたいというふうに思います。

**○市民福祉部長（春田修一）** 一番最初の目標の項目の御質問でございますが、これにつきましては、私どもが今課題と抱えておりますのは、先ほどと重複する部分もございますが、まず医師とか看護師の不足、今、救急医療体制も維持されておりますが、医師の高齢化、あるいは看護師、助産師の不足というような部分が叫ばれております。

また、小児科につきましても同じような状況があって、夜間診療につきましても、市内だけではなく、市外からも本市の場合には来られているというような状況等もございます。周産期にしてみさかりでございます。中核という形で、周産期医療を済生会が担っている関係で、かなり医師の疲弊が出てまいります。

片一方、がんの死亡率とか、非常に本市は高い状況がございます。あるいは、脳卒中の状況、それらを考えたときに、それに伴う医療費とか、そういう部分も上がってくるんですが、これらを総括したときに、どういう形で指標を持っていくべきかということ考えたときに、まず市民の意識が高くなっていることが全ての項目に波及してくるようになるというような部分がございます、まず市民の意識の問題、それと先ほどコンビニ受診も出ましたが、医療に対する意識が高まることによって、医師・看護師の負担軽減につながるということ。

それと、まずは、今、地域医療ビジョンの中で、大病院とそれ以外の病院で役割分担という話が出てきております。そういうことからすると、地域包括ケアを推進するためには、かかりつけ医、在宅医療が非常に重要だというようなこと等もございまして、これが全ての今後事務事業を進めるかなめになるのではないかというような思いもございまして、この三つを設定したところでございます。

**○企画政策課長（上大迫 修）** 補足で説明をさせていただきますと思います。

成果指標につきましては、右のページの施策の方向性、または役割分担というのをイメージして、それを住民の皆さんと共通の物差しとするときに、何が最適かという議論をさせていただきました。

それが、今、春田部長が申された、取り組んでいる内容や体制に対する認識、また実態の状態という形で整理してございますので、施策の方向性と役割分担をイメージしながら、市民の皆さんと、この政策がどのように動いているのかを客観的に分析をする、捉え、測定しやすいといった形をイメージして、整理をしたところでございます。

それぞれの施策の方向性で対応しているものもございまして、全体として見たものもございまして、以上でございます。

**○委員（福田俊一郎）** まず1点は、先ほどアンケート調査をやっていきますよという話でしたけれども、これは当然、同じ方々に対するアンケート調査を実施することによって、現状値を目標値として掲げたものの達成度を見ていくというふうには、今後のアンケートの実施については、そのように見て考えておいていいのでしょうか。

それが1点と、あとはコンビニ受診の議論がありました、特にコンビニ受診等についても、ここに説明を先ほど春田部長のほうからありましたけれども、説明を入れておいたほうがいいのかとも思ったところでした。

**○企画政策課長（上大迫 修）** 同じ方々にアンケート調査をやったらということでございますが、同じ方に反復して5年間アンケートをやって、そういう3,000人の方を逆に抽出した中で同じ設問をとらせていただく。そのため、特定の個人の方に5回しますと、それぞれかなりシビアな形になるんですけど。

市民の皆さんに趣旨を理解していただく意味から、毎年、人が変わる無作為抽出になりますので、数字の受け方というのはなかなか難しいものもあるかと思いますが、異なる方に毎年抽出する形で調査をさせていただきます。

コンビニ受診につきましてはの注釈につきましては、整理をさせていただきたいというふうに考えます。

**○委員（井上勝博）** 先ほど言ったことですが、右下の市民と行政の役割分担のところ、行政については社会的決定要因の重視、そして貧困と格差の改善、労働環境の改善、これについて行政として努力するということは入ってしかるべきだというふうに思うんですが、私の提案なんです、どうでしょうか。

**○企画政策課長（上大迫 修）** 私どもがここに

実はコンビニ受診という表現を使っているのは、施策の具体的な内容というよりは、役割分担を市民の方と分かち合うときに、コンビニ受診というわかりやすい表現を使ってしておりますので、政策の中身が少し違うのかなというふうに思っています。

委員の言われました社会的要因の国として行政として責任を持つということにつきましては、施策のベースといいますか、社会保障のベースになる部分でございますので、私どもは国民健康保険でありますとか医療制度の上に立って、市民の健康をいかに持続させ、その暮らしを守っていくのかという形の部分でございますので、そのために市民の方々に健康づくりに対する認識を持っていただくとか、そういう立場で施策の具体的な現場における展開をやっていくということですから、WHOが言われている社会的要因の部分まで政策の個々の部分に書き上げますと、かなりのボリュームというんですか、訴えるときにかなり全てについて説明しないといけませんので、市民にわかりやすい形の基本計画とする中では、医療、健康に取り組むときに、市としては何を入れます、皆さん何をしてくださいというようなわかりやすさを説明する中では複雑になり過ぎて、そこまでの書き込みというのはなかなか難しいものだというふうに考えているところです。

**○市民福祉部長（春田修一）** 今、背景にある部分につきましては、例えば、この後でも出てくるんですが、生活困窮者の自立支援とか、子育ての医療費に関する考え方とか、経済負担軽減とかいうような表現を使っております、それを全部つなぎ合わせることによって、結局背景の改善という形につながってくるというふうに考えておまして、ここで今、企画政策課長が申しましたように、まとめ上げて記述ということではなく、それぞれの施策の中で、それぞれの課題に対する取り組みを書き込んでいきたいというふうに考えております。

**○委員（江口是彦）** 1点だけ、なかなか頭がついていけないところがあるんですけど、総合計画はちょうど下甌時代につくったときの思いを込めながらお聞きしていたんですが。従来型の総合計画と、これからの10年というのが期間的に妥当なのかどうか、それぐらいもてるのかという気はしますけど、とりあえずは10年として。従来型

の総合計画というのは時代背景というか、成長型の社会でしたから、どうしても総合計画で具体的には配分計画というか、どう年次ごとに配分していくとか、事業を進めていくかという、特に下甌なんかの場合、そういうほとんどが補助事業とか、国の離島振興計画とか、それにのっかって施策を実現してましたから。だけど、今は成熟社会に到達して、財政運営プログラムなんかとも、非常に制約というか、連携しながら具体的な事業を進めなければいけないという中で、1点目。総合計画というのは、べき論というか、何をすべきとか、理念的なものがあるのかもしれませんが、従来型と特に違うというのは何なのかなということが一つと、それからいろんなところに、高齢者等も住みなれた地域でいかに幸せに安心して生活していけるかということが強調されているわけですが、どうしても薩摩川内市というのは鹿屋とか八代とか、同規模のそういう自治体とも違って地域性があるわけですね。

ゾーン分けして、例えば黒木に住む人、向田に住む人、下甌の瀬々野浦に住む人、同じようなかかりつけ医の問題にしても、医療一つとっても同じような環境にいないわけですから。僕は気になっているのは、地域格差というのが先日も地域格差が差別というか、格差ができてはいかんということを言われていましたけど、これは単に大きくなった薩摩川内市の各地域で平準化していくということとは違って、地域の特性をしっかり踏まえながら、どう戦略というか、プロジェクトをその地域ごとに、ここは大ざっぱには三つのゾーン分けしてありますから。そういうゾーンごとに具体的な施策をやる場合のプロジェクトというんですか、そういうのも違ってくるのかなと、取り組み方もというふうな思いがするんですけど。

今の2点、従来型と今度の総合計画との基本的な違いをどう認識したらいいのかということと、将来的な薩摩川内市の地域性というか、ほかの市と違う、10万規模の市とも違う状況があるわけですから、その辺をどう捉えていけばいいのかということと、ちょっと漠然とした質問になったかもしれませんが、お願いします。

**○企画政策課長（上大迫 修）** 従来の計画と何が違うのかということでございますけども、合併したときにつくりました第1次の総合計画は基本的に旧1市4町4村のまちづくりを継承するとい

うことから、基本的には束ねた状態にありました。10年間、市政を運営してきまして、課題がそれぞれ施策、一つ説明を申し上げますけど、施策等の課題が見えてきておりますので、寄せ集めといった部分から、基本的には課題解決型の計画として取り組んでいく必要があるというふうに見て整理をしたところでございます。よって、平成11年から平成20年の間に課題となっているものについて、めどをつけたいという課題解決型というふうにしたところが1点。

それと、基本的には、これまで施策ごとの目標というのは、市民の皆さんとまちづくりの目標を共有するといった部分で目標値は掲げておりませんでした。目標を定めたということがございます。それは毎年チェックをするという形のスキームを入れ込みました。

三つ目には、自助、共助、公助ということ、地区コミュニティ協議会制度をつくりながら市政運営をさせていただいておりますけども、役割分担をそれぞれ明確にさせていただきながら、それぞれの立場で取り組みを協働した取り組みができるような仕組みも入れ込ませていただいたところでございます。

低成長時代になっておりますので、財政的にも制約がある中で、何に施策内のどんな取り組みに力を入れるべきかということ、住民の皆さんと目標を共有し、役割分担を整理しながら、それぞれがPDCAをしながら見ていきたいという思いで、つくってきたところでございます。

それと、各地域の格差でありますとか、平準化、特性をとということがございましたが、これまでの政策運営の中から見てきましたものは、地域にすぐれた資源があるという局面も見てとれる一方で、それぞれのゾーンの弱みでありますとか、強みでありますとか、それぞれ見ております。財政的制約がある中で、どのような力かげんでやっていかないといけないのかということがあるわけですので、今回、今説明させていただいた中で、甌地域等につきましてもそれぞれのゾーンごとに課題、医師の確保の問題、診療所施設の配置の問題、書けるものは極力書く形で整理をしておりますが、なかなか全体として表現しにくい部分等も確かに基本計画をするところではございましたので、特性を踏まえながらといった、ここに書けなかったものについては、毎年度の予算でありますとか、そ

れぞれの事業を具現化する段階で、地域にマッチした手法としてPDCAをうまく反省として生かしながら、動かしていきたいという思いで整理をしてきたところでございます。

ちょっと答えにならなかった点もあったと思いますが、以上でございます。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

○委員（川畑善照）将来像として10年後を見たときに、例えば成果指標と目標値とありますけれども、例えば医者が足りない、産科、小児科が足りない、そういうのが地域によってどれだけだという、そういう目標値をつくらなければ、現実に例えば甌に藺牟田瀬戸架橋が開通した場合には、どういう体制でどれぐらいの医者が必要で、看護師が必要だという、そういうところが見えなければ、目標が目標にならないような気がしてならないんですが。行政としては、例えば、そういう僻地なら僻地というところに医者が足りないんだしたら、優遇措置をしなければ、当然そこに行く医者というのは算術をされる方が多いわけですから、人口密度の高いところに出さなければ合わないと。だから、救急体制をどう持っていくとか、そして例えば行政で援助をしながら医者を連れてきていただいて、看護師も面倒見ていくという、そういう目標値はないんですか。

○企画政策課長（上大迫 修）川畑委員御指摘のとおり、小児科の医師が人口でどれぐらい必要なんだというような数字を合理的にはじくことはできますが、現実的にその地域で発生しておりますのは、大学病院やいろんな機関をいただきながらも、なかなか人を確保するというのが難しい状況があります。

数字的に掲げたときに、そこら辺、対応をしていけるのかどうかというのは、かなり難しいというか、環境的には厳しいものがあるというのが現実でございますので、個別の取り組みにおいて、どれぐらい必要だというのはイメージしながらも、目標としてそこに掲げるというのはちょっとできなかったというのが現状でございます。

地域における救急体制とか医療の関係につきまして、個別具体的に書けないのかということの御指摘がありましたけども、これにつきましても、今、例えば甌地域の部分につきましては、地域の皆さんと地域での生活支援、医療体制についてどうあるべきなのかということで議論をしております。

す。

議論をした結果、そこにおいて必要な救急とか消防とかの体制がどう築けるのかという答えとして見えてくるもので、そこを現段階において目標をこんなにします、こんなにできますといった形を行政としましても言えればいいんでしょうけども、なかなか難しい点がございますので。より市民の生活に密着した部分で目標は共有したいと言いつつも、行政サイドだけで答えを出せないという部分もございますので、目標の、ここに掲げたところは、そういうところも踏まえて整理をしてきているところです。

委員の言われます具体的なものについては、今後、地域の皆さんと議論する中で、課題の共有という形でさせていただく形にとどめたいというふうに思っているところです。

**○委員（川畑善照）**やはり長期的になりますので、その都度ローリングをする中で、そういうところの目標値も持っていかなければ、どうしても看護師さんにしても医者にしても、そういうところに行く医者には援助がなければ、恐らく行かないんじゃないかと、それを懸念するものですから、今後のことは十分地域の住民の方々と話し合っ、ローリングに生かしていただきたいと思えます。お願いしておきます。

**○委員長（持原秀行）**意見であります。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）**質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）**以上で、施策1を終わりたいと思います。

次に、施策2について、当局に説明を求めます。

**○企画政策課長（上大迫 修）**では、5ページ、6ページをお願いいたします。

施策の2、「安心して子どもを産み育てられる支援の強化」でございます。

現状におきましては、三つの整理をいたしております。

①でございますが、結婚・出産年齢の上昇など、さまざまな要因によりまして少子化の傾向が顕著になっておりますので、妊娠・出産に対し不安を残したままの女性とか、若年妊娠などのリスクの高い婚姻届け出が増加していることから、妊娠か

ら出産、育児の段階における多様なニーズに応じたきめ細かな対応が必要だというふうに考えております。

それと、経済的な面等も抱えております保護者もふえてきておりますので、国、県の助成に加え、市独自の子ども医療費助成等によりまして、経済的負担の軽減を図るという取り組みが必要であるとしております。

②におきましては、子育て、保育ニーズのことになりますが、定員を確保しても、新たな待機児童が発生する状況であることから、引き続きその解消に取り組む必要がございます。また、安心して子育てができるように、また保護者の就労を支援する点からも、就労体系や保育ニーズに応じたさまざまな支援に取り組む必要があるというふうな課題の整理を。

三つ目には、核家族化等も進み、周りに相談できる人がいないなどの環境が多く見られることなどから、虐待や育児放棄につながることも懸念されますので、相談体制の拡充にあわせ、教育機関のみならず、地域や事業所などと連携することによって、迅速に対応できる見守り体制の構築が必要であるというふうにしたところでございます。

これらの取り組みをすることにより、5年後につきましては、目指すべき姿、目標としまして、子育てしやすい環境が整い、安心して産み育てることができている状態に持っていきたい。そのため、それをはかるバロメーターとしまして、成果指標、目標値につきましては、市民アンケートが二つ、安心して産み育てることができると感じている市民の方々の割合、また仕事と子育てを両立できる環境が整っていると感じている市民の割合、最後に待機児童数につきましてゼロを目指すという形の目標値の設定でございます。

施策の方向性としてしましては、課題に対応して三つでございます。

①多様なニーズに応じた子育て支援の充実といたしております。出産・育児ができるように、母子健康手帳等の交付や妊婦健康診断といった産前の支援、また新生児訪問、母子相談、育児講演会といった産後の支援等によりまして、母子の健康、医療の充実を図りつつ、あわせて子育てに伴う経済的負担の軽減を図っていくというふうにいたしました。

②保育サービスでございますが、いろんなニー

ズに対応するため、保育園の効率的な配置や放課後児童クラブの積極的な活用など、保育サービスの充実に努めることを明記いたしております。

三つ目に、子育て相談体制につきましては、現状の相談体制や地域による見守りの取り組みを継続しつつ、妊娠期から子育て期、切れ目のない支援体制を整えるとともに、関係機関との連携の強化を図ることといたしました。

施策体系につきましては、ごらんいただきたいと思います。

次に、最後になります。市民と行政の役割分担の部分で、市民の部分、「(市民)」では、出産・育児に対する理解を深め、家族がともに協力し、子育てに取り組みましようという声かけを。「(事業者)」につきましては、子育てしやすい職場環境の整備に努めてくださいという点、「(地域・団体)」につきましては、地域での子育て家庭への支援や見守りについて努めていただきたい点を、行政につきましては三つでございますが、リスクの少ない出産ができるよう、思春期からの教育を支援する点、二つ目には、相談体制の充実や経済的負担の軽減などの支援の充実を図ること、三つ目には、子育てしやすい環境づくりのため、育児支援の充実に努めるという点を記載しております。

説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑を願います。

**○委員（谷津由尚）** 1点、質問します。

現状と課題の②の保護者の就労を支援する観点から、就労形態や育児ニーズに応じたさまざまな支援に取り組む必要があると、これが施策の方向性のどこに適用されているのかをまずお聞きします。

**○市民福祉部長（春田修一）** 今の御指摘の部分につきましては、2の保育サービスの充実というところで方向性は示したつもりであります。

以上です。

**○委員（谷津由尚）** 何でもこういう質問をするかといいますと、今、法律では、たしか産休とか育児休暇の取得というのは200名以下の事業所にはこれ適用外ですね、たしか。ということは、本市で言うと、大半の会社、事業所が適用外ということになっているわけですけども。就業環境のそ

ういうところからも私は非常に問題があると思っていて、6ページの下のほうに書いてあります「(事業者)」のところに、出産・育児に対する理解を深め、子育てしやすい職場環境の整備に努めましようという、確かにこれは行政ではないですね。市民側の事業者としての呼びかけ事項レベルになっているんですけども、行政としてそこに何らかの考え方というか、政策を打つという、そういう考え方はありませんか。

**○市民福祉部長（春田修一）** なかなか今の御質問については、厳しいところがあるのかなと思っておりますが。ただ、今回、子ども・子育て三法の改正によりまして、事業所保育——無認可になっているんですが、事業所保育、の部分につきましても小規模保育事業という形で、ただこれについては事業所だけではなくて、事業所外の子どもたちも預かる必要があるんですが。そういう取り組みをすることによって、運営措置費と申しますか、そういう形で支援制度もできたりしております。

そういう部分で、事業所への取り組みというか、説明という部分はやっているところがございますが。ただ、この部分について行政のほうとして、事業者のほうに対しましてはお願いぐらいでしかできないのかなというふうな考えは持っているところでございます。

以上です。

**○委員（谷津由尚）** 今おっしゃった事業者に対してお願いしかできないと、確かにそうなんですよ。お願いしかできないと思うんですね。ただ、お願いをどういう形で、どのタイミングで、どういう頻度であるかということなんです、私が申し上げたいのは。

今は余りにもなさ過ぎると思っていますので、もっとそれを市当局としてアピールする、せめて産休の取得は事業所として何とかしていきましようということを、薩摩川内市として出生率のそうやって向上に努めましようという大キャンペーンを張っても私はいいと思うんですけどね。そういう形で話を盛り上げるような形で、ぜひ今からの展開を期待したいと思います。いかがですか。

**○市民福祉部長（春田修一）** 今回、子ども・子育ての話ではありませんが、さまざまな就労体系に対する政策が打ち上げられておりますので、これを機に、私どもも今御指摘があった部分につい

ては十分検討してまいりたいというふうに考えております。

**○委員（井上勝博）** 現状と課題の中で、結婚・出産年齢の上昇、住環境の変化、教育費の増加など、さまざまな要因により少子化の傾向が顕著となる、大まかに言えばそういうことが言えるかなというふうに私も思います。特に、教育費の増加ということについては、やはり少子化にならざるを得ない、3人子どもがいれば3人の教育費を考えなきゃいけないというようなことで、どうしてもたくさん子どもさんを欲しいけれども控えるという傾向にあるわけですね。

しかし、教育費の増加に関しては、後の施策には特に触れるところがなく、どうするのかということについてもないわけですね。それについては、どういうふうにお考えなのかということです。

それから、もう一つ、2点目は、経済的な面で子育てに不安を感じている保護者もふえており、引き続き、国県の助成に加え、市独自の子ども医療費助成等による経済的負担の軽減に取り組む必要がありますと書いてありますが、ここまではいいんですけども、もう一步踏み込んでほしいということです、本当に。県内では、本当に何回も言いますが、本当ですよ、曾於市にしても、南大隅町にしても、あちこちで高校まで、出水市もそうですね、高校まで無料化を進めております。

特に、曾於市は、独自に現物給付かな、現物支給というんですか、これもやろうというふうなことで、市長が公約をされたそうなんですね。市単独でやるというのは難しいかもしれませんが、しかしそういうところで挑戦しようということも生まれてきております。

ここはやっぱり踏み込んでいいんじゃないかなど。今まで、中学校卒業までというのを言ってきたんですけども、いつの間にかそういうことで時代おくれになりつつあるということで、踏み込んでいいんじゃないかと思えます。

二つ、お願いします。

**○市民福祉部長（春田修一）** 二つの御質問でございますが、まず議題とは、ずれますが。うちの合計特殊出生率なんですけど、全国市の中で24位でございます。これは平成20年から平成24年の平均値でございます。ただ、ここの書きぶりについては、以前と比べると1.86、全国で24位という順位性はありながらも、下がってきている

というような状況がございまして、書き込んだところでございます。

また、リスクの高い10代の出産とか、あるいは母子手帳をとらない出産をされる方というのも、急激な増加ではないんですが、20人前後出ているというような状況等がなかなか縮小しないというようなこと等があって、課題として私ども書いたところでございます。そういう状況等がございまして、御理解いただければと思っております。

それと、2点目の子どもの医療費助成等につきましては、一般質問のときにもたしか井上議員のほうからあったというふうに記憶しております。全国でも県内でも取り組みが見られるようになってきております。財政的な絡み、あるいは制度、いろんな事務手続等も踏まえながら、今後、検討してまいりたいというふうに考えているところでございまして、そのようなこと等から、方向性の中では子育て等の経済的負担の軽減を図りますというような形で、基本的には現状を維持しながらも、次のステップが可能なかどうかという部分についても、検討を進めていくということも含めて書いているところでございます。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）** 1点目の教育費の増加についての御回答が、少し私はつながらなかったんですけど。もう少し教育費の増加について要因があると。一人育てるのに、小・中学校、高校、大学まで進めるのにかなりのお金がかかるということについて、奨学金制度もいわばローンを組むようなものになっていますよね、教育ローンという。だから、大学を卒業したら500万円の借金を抱えているとか、そういうことも出てきているわけですよ。これが少子化の大きな障害になっているわけですね。そのとおりだと思うんですよ。それについて、どのような方向性を見出そうとしているのかということをお尋ねしたわけですね。

**○企画政策課長（上大迫 修）** ここは健康福祉の政策のパートになっておりますので、その施策としての入り口を整理するに際しまして、子どもさんのお生まれになられて、教育の分野までのテリトリーをここで記載できておりません。できないというのが現状でございます。

それに、実際の教育に関しまして、経済的負担の部分をも市のレベルの施策の中に個別具体的に書

けるのかといった部分については、また5番目の政策のところの議論になろうかと思っております。

議員の質問に対しましては、ここはあくまでも健康と福祉、特に子育てをする健康医療に関しての部分のパートとして書いてきておりますので、子どもが生まれてからの教育に関しての要因をこの部分で書くという作業は行っていないところでございます。

ただし、全体として、新聞でありますとか、成人するまでの間にかかる費用というのが出産を控えるといった部分に影響しているといった部分については、市としても十分その部分については理解をしているつもりではおりますので、今後、どういった部分まで市町村行政として、そこにかかわっていくべきかというのは大きな命題だろうかというふうに考えているところでございます。

**○市民福祉部長（春田修一）**今、企画政策課長が申したとおりでございますが、市民福祉部としましては、次の4の施策の中で、生活困窮者の自立支援等の充実という欄を設けております。これは、来年の4月から、福祉事務所を設置するところには必須事業という形で、相談体制をとれという話になっております。

この中で、貧困の連鎖と、今、井上委員がおっしゃるのは、この部分だろうと思っておりますが、貧困の連鎖というのも一つの課題に捉えられているところでございまして。それらの相談体制、あるいは支援体制ということも、この施策の中で、全てではございませんが、生活困窮の原因によって貧困の連鎖が生じるというような部分があれば、この中で相談体制、支援体制という部分については、教育というのは別の観点から、この中で取り組めればというような思いは持っているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（持原秀行）**ほかにございませんか。

**○委員（中島由美子）**ほかの施策とも関連するのかなと思うんですが、安心して子どもを産み育てる支援の強化ということで、少子化の一番根本なところとして、出産年齢の上昇と、結婚を選ばない方々が男女ともにふえていますよね。そのあたりはどこか入ってくるのかというのが1点。

それから、先ほど谷津委員からもあったんですが、やはり女性が働き続けていけない環境があるということですよ。そのあたりを行政だけでは

お願いしかできないとおっしゃったんですが、もう少し実態をとって、なかなか産休補助を入れるとか、また出産をしてからまた戻っていけるとか、そんな整備が整ったところがどれくらいあるのかとか、そのような調査というのはされたことがあるのか。

また、そうするためには、どんな支援ができるのかとか、本当にそこが一番大事なところで、やはり結婚を選ばない女性、または男性というのはふえていく傾向にどんどんあるのじゃないかと。その部分が解決していかないと、確かに出生率はそれなりにあるのかもしれないですが、これから先の人口を少しでもふやしていくためには、若い人たちがそれなりの年齢のときに結婚をし、子どもを産み育てていける環境というのが一番根本ではないかと思うんですが、そのあたりはどのように考えておられるか、教えてください。

**○市民福祉部長（春田修一）**今、御指摘のありました出生年齢の上昇、結婚を望まない夫婦とか、そういう女性の増加というような部分についての企業へのアンケートとか、あるいは女性へのアンケート、そういう部分につきましては正直とっていないところでございます。

ただ、一般的に、平成21年から平成25年度までの間に、待機児童数を少なくしようということで、400を超える定数増を図ったんですが、いまだに待機児童はゼロになっていないと。言え、いろんな受け皿ができれば、逆に子どもを出産するという機運もあるのかなというような部分です。

それと、0、1、2歳の部分が待機児童数が多いということは、働けなければならぬ、先ほど企業の話が出ましたが、3歳までの産後休暇という部分がなかなかとれずに、働かざるを得ない状況が本市の中にはあるというようなのが顕著に見えているところでございます。

なので、企業の意識、あるいは女性の意識、夫婦の意識という部分も含めまして、御指摘のあった部分については重要なことだというふうに踏まえておりますので、今後、十分検討してまいりたいというふうには考えております。

**○企画政策課長（上大迫 修）**実は、今、中島委員のほうから御指摘があった部分については、施策の体系を決めるときに、例えば少子化対策という施策名称、人口減少対策というような施策の

名称といった部分がきちっと議論できて、それぞれに必要な取り組みがイメージできれば、そういう施策体系もつくれたんですけども、現実的にはそういった部分は答えとしてまだ見えてこなかったもので、そういった施策にはつくれませんでした。

ここでは、子どもを産み育てる支援の強化という施策の名称から見ていただきますことで、子どもを産んで育てる、その過程における支援の強化を市としてはやっていきますという形を書いています。

井上委員も言われた教育の部分まで含めた、また中島委員の言われた婚活みたいな部分まで含めたといった部分というのを施策の一つの単位ということで示すということがなかなか難しいので、個別の政策の組み合わせというんですか、連携というんですか、その中でそれらにどのように対応していくのかというのは、実行しながら考えないといけないのかなというふうに思っておりまして、意見に対しての正確な答えにはなりませんけど、今、私どもが施策の体系の中では個別の政策を複合的に組み合わせることで、人口減少とか少子化対策に対して行政のやるべきことを展開していくというような姿勢でしておりますので、御指摘いただいた意見等については、その段階で参考にさせていただきたいなというふうに考えております。

**○委員（中島由美子）** 薩摩川内市の今後ということで、一番大事な部分かなと思いますので、本当に一つの課だけでできる話ではないですから、しっかり、また考えて、何らかの政策を打っていただきたいなと思います。

あと一点ですけど、いろいろ書いてあるんですけど、今、児童虐待防止月間でもあるんですけども。大変、虐待とかネグレクトというのも本市でもふえている状況にあるということで、人権というもの、女性に対する人権というのがなかなかうまくできていない部分があるのかなと。アンケートを見ていましたら、そういうのは余り感じないというのがあったんですけども、でも若年妊娠、10代の妊娠を回避していくためには、それぞれが尊重し合うものがないと、これも施策になかなか難しいものなんでしょうけど。教育分野の中で、または家庭教育の中でという部分になると思うんですが、一人一人を大事にする、自分を大事にする、そのあたりの政策というのがこのあたりにも

かかわっていくのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

**○市民福祉部長（春田修一）** 人権につきましては、今おっしゃいます女性問題も含めまして、高齢者、障害者、ハンセン病も含めまして、さまざまな人権の問題があります。ただ、本市の場合は、それが表面的な部分に出ておりませんが、潜在的な部分ではあるかというふうに考えておられて、それらの啓発ということで、ことしの6月には人権教育啓発推進基本計画をつくりまして、部局をまたがった施策を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

女性問題という捉え方だけではなく、人権という捉え方で、全ての人権をなくすというような考え方で、庁内でもこの計画に基づいて推進をしてまいりたいというふうには考えております。

**○企画政策課長（上大迫 修）** 補足でございますが、基本計画の51ページの政策でいいますと、地域経営のベースに置くべきものとして、人権の尊重でありますとか、男女共同参画といったものを位置づけておりますので、また、このパートにおきまして、その点、説明させていただきたいと思えます。

**○委員（江口是彦）** 1点だけ、特にここの項目の中では、多様なニーズに対応した支援云々ということが強く言われておるんですけど。ニーズ把握ですよ、まだアンケート等でも把握されるんでしょうけど。もっと積極的な、これは日常的、例えば事業所等の聞き取りとか、意見交換、そういうことも通してやっていく必要があると思うんですけど。ニーズ把握の何か特に考えている点とか、今のところアンケートのことなんですかね。

**○市民福祉部長（春田修一）** ニーズ把握につきましては、企画のほうでも全市的な形で、抽出によりますアンケート項目としております。その部分を今回の成果指標の中には入れておりますが、個別には今回子ども・子育て計画を策定する際にアンケートを、ちょっと数字は覚えておりませんが、アンケートを実施しております。

また、事業者、雇用側の企業者へのアンケート、聞き取りという部分はとっておりませんが、保育事業所、放課後事業所、そういうところへの聞き取り、ヒアリング、あわせまして今後、保育を必要とする人にどういう保育の形態が必要かという

部分で、改めてアンケートをとった後に出てきた部分で、再度アンケート調査という形で、現状分析はいたしているところでございます。

○委員（江口是彦）ニーズ把握については、ポジティブにというか、具体的な行政のやろうとしていることなんかを積極的に出しながら、それに対する意見、反応等も把握していけるような方法が。ただ、一般的にどういう課題がありますか、どういうことでお悩みですかという把握の仕方だけでは不十分なんじゃないかなという気がします。これは意見です。

○委員（帯田裕達）4ページに、保育園の効率的な配置とかあるわけですね。それと、先ほど春田部長が保育所の定員増を400人ぐらい図ったと、それ以上まだできるのか、定員増が。例えば、敷地の面積、それから建屋の面積とかを含めて、今400人で待機児童解消に努めていると。それ以上ふえたらどのような対策でやっていかれるのか、そこも含めてですが、そして保育園の効率的な配置がちょっとわかりません。

それと、待機児童の53というのは現在ですか、そこだけ教えてください。

○市民福祉部長（春田修一）保育園の効率的な配置でございますが、先ほどから何度も申しますが、子ども・子育て計画が来年の4月施行ということで、今、審議会も開催しながら、アンケート調査を行いながら、審議会を開催しながら御意見を伺っているところでございます。この中で、待機児童数ゼロに対する施設整備計画ということで、それもこの項目の中に上がっておりまして、本市の中では、認定こども園も含めましてですが、新たな保育園の整備は必要だというふうに現素案の中ではしております。

片一方、私立幼稚園の活用という部分も必要ではないかというふうに考えているところでございます。今、現在、この53というのは厚労省の示した5月1日現在の待機児童数でございます。それは30分以内に、ほかの保育所があいているんだけど、そこには30分以内の中には行けるんだけど、そこは望まない家庭の方は対象から除いています。ですから、あきがあればどこでもいいですよというように形で、厚労省の基準に基づいてしている部分が53戸であります。

ただ、具体的な園に申し出をされている部分については、230あるというふうに私どもは把握

しております。

ですから、230の待機児童数がいるということ、それと私立幼稚園の中にも保育に欠ける児童がいるということも思っております。それが約200いるだろうということが考えておまして、それらをどういうふうに解決するのかということで、先ほど言ったように、保育園の整備、私立幼稚園の活用というふうに考えております。

それと、小1になったときに小1の壁という形で出ておりますが。小1になって、先ほど言ったように、保育園が預かり保育をしているのも百何十人いらっしゃいます。そういうことから、就学前、就学後も含めました待機児童の解消ということで、考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（帯田裕達）待機児童がおって、ゼロを目標にするんですが。例えば、定員をふやしたりしてやっていかれると思うんですが、逆に今度は受け側の保育所、幼稚園の保育士が不足しているというのも大きな要素にあるわけですが、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

○市民福祉部長（春田修一）おっしゃいますように、保育士の確保というのも非常に課題になっております。審議会の中では、保育所に預けたい部分については、優先すべきじゃないとか、そういう議題等も出ております。ですから、それは保育士が不足しているからそういう議論が出るのであるというふうに認識しておまして、それらも含めた形で、十分検討をしていかないといけないというふうに考えております。

それと、先ほど効率的な配置という話をしましたが、市街地だけに配置したほうがいいのか、二つに分けて、甌島、市街地、本土、それ以外ということでも論議をしたんですが。例えば、市外から外のほうに、自然環境とかいう形でサテライトみたいな整備をしたい、逆に周辺部から市街地にサテライトみたいな形でしたいというような部分等もございまして、待機児童の部分の効率的な配置については、全体的な市全体で整備をするべきだというような結論で、今、素案はつくっているところでございます。

以上でございます。

○委員（成川幸太郎）先ほどの中島委員のとちよっと重なる部分もあると思うんですが、今、少

子化対策ということで、結婚した後のことだけが出ていますけども、結婚していない男性がふえている、男性、女性、これに対する対策というのはここの中には織り込めないのか、項目が違うのかということと、先ほど出生率は市の中で24位ということですね、全国の。

かなり高い、平成15年から平成19年も、薩摩川内市は1.78ということになっていますし、全国平均からすると結構高い出生率で、これを人口置換水準の2.07まで持っていくとすれば、日本全国のいろんな意味からすれば、ちょっと早いペースで目標としてはできると思うんですが、そういった目標は持って、少子化対策というのは多少は考えていらっしゃるのでしょうか。

**○委員（小田原勇次郎）** 濟いません、今、成川委員がおっしゃったことで関連で、私も申し上げようと思っていたものですから、現状と課題の中に、結婚・出産年齢の上昇という表記がある以上、結婚と出産年齢の上昇というのは一体不可分という考え方で私は文章は捉えたんですが。

そうしたときに、今までの一般質問の中では、婚活という事業は社会教育課部門でどうのこうのという部分が議論されてきたものですから、非常にわかりづらい。

以前は、婚活というのは余り目立たない事業でしたけれども、近年は非常に重要な事業であります。少子化対策の一環でも、春田部長、引き受けてみられたらいかがですか。そして、それに必要な補助事業等が発生したら、少子化対策で我々が面倒見るよというぐらいの市民福祉部の太っ腹でいかがでしょうか。追加で御質問いたします。

**○企画政策課長（上大迫 修）** 一番難しい命題を抱えたようでございますが、少子化対策について、成川委員、また小田原委員からも御質問をいただいております。少子化対策について、これまで社会教育課のほうが、女性団体連絡協議会等の活動の中で答弁してきておりましたが、これについて、今現在、企画のほうが政策上預かった状態でございます。

今回、総合計画はそれに対して、先ほども答えたんですが、少子化対策、人口減少対策として、一つの政策の中でパッケージ化することがちょっと難しいというふうに申し上げておりますので、その状態は変わらないわけですが、今後、委員のほうから御質問のありました婚活等を含めた少子

化対策等については、どの政策に落とし込んでといった部分は今のところ言えませんが、施策横断的な取り組み、命題として、どのように取り組むべきなのかという整理は急ぎたいと。それが、婚活が少子化のこの部分に落とし込んでいくべきであるのか、それともまた人権みたいなのところと関係するののかというのはありますけど、それぞれの施策内の事務事業という形で落とし込んで、説明できる形まで整理を進めてみたいというふうに考えております。

国におきましても、本年度、閣僚の一部のほうから、いろんな少子化に対する補助金で、婚活事業に対して県が計画をつくったり取り組みをしたりというのがありますので、そこら辺をどこまで市町村が入り込んでやっていけるのか、県のほうからもいろいろアドバイスをいただいているのか、意見等も聞いている部分等がありますので、今後の整理として、取り組みについてはきちっと整理をし、どの施策に落とし込むべきかというのは、実際、運用の中で整理をさせていただきたいという答弁でお許しいただきたいと思います。

**○委員長（持原秀行）** 悩ましいところです。ほかにございませんか。

**○企画政策課長（上大迫 修）** どこまで少子化を上げたら、どこまで年齢層がふえたら、また地域におられたら、人口の変動といったものにどういった影響があるのか、どこまで押さえ込んでいくのかというような話の部分なんですけど、そこら辺の分析というのはできておりませんし、難しいというふうに考えております。

ただし、部分的に、合計特殊出生率でありますとか、20歳から39歳までの年齢層の分布とか、そういったのを見ながら、政策部の動きと合わせて見ながら、取り組みはさせていただこうというふうに考えているところです。申しわけありません、数字的には分析は難しいようでございます。

**○委員長（持原秀行）** よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員から発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 以上で、施策2を終わります。

ここで休憩をいたします。再開はおおむね1時

からということでございます。

~~~~~

午前 1 時 4 5 分休憩

~~~~~

午後 0 時 5 7 分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）休憩前に引き続き会議を開きます。施策3について、当局の説明を求めます。

○企画政策課長（上大迫 修）では、資料の7ページ、8ページになります。施策3、地域が支える高齢者福祉の充実でございます。現状と課題についてですが、①におきまして、2行目からになりますけど、一人暮らしや高齢者のみの世帯、認知症の問題等が増加しております。介護が必要な状態にならないための取り組みを進める必要があるというのが第1段落でございます。

現在におきましては、介護予防の取り組みを実施しておりますが、今後さらに実施回数や開催場所・内容等の——実際の介護予防に対します取り組みの、実施と検討を進めるとともに、地域の状況に応じた介護プログラムの構築というのが必要であるというふうにいたしました。

②におきまして、2行目後段になります。さまざまな社会参加の機会を提供することが重要でございます。さらに、3行目、地域で見守り、支え合う体制を整備する必要があるというようにしております。そのために、関係機関が連携し、役割を分担しながら、解決に向けた取り組みを継続して実施いたします。持続可能な地域包括ケアネットワークの構築を図っていくということにいたしましたところでございます。

③におきまして、介護保険事業につきましては、居宅サービスの提供とともに、地域密着型サービスを含みます施設・居住系サービス施設の充実を検討する必要があるというふうな課題認識でございます。

目指すべき基本目標につきましては、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って、安心して生活できている状態にもっていくことを目標といたします。

生活指標、目標値につきましては、アンケート調査におきまして、高齢者が安心して暮らせる環境が整っていると思う市民の割合53%と書いておりますので、プラス15%以上を目標といたし

ます。また、介護予防事業の参加者につきまして、特に、2次予防事業対象につきまして、全対象者の今0.8%が参加いただいておりますが、これを5%までもっていきたいという形での目標値でございます。このため、右側の施策の方向性といたしまして、①に対応し、介護予防と生きがいづくりの推進におきましては、介護予防を目的といたします地域活動を立ち上げますとともに、地域の状況等を勘案した介護予防の取り組みを、今後とも促進してまいりたいというふうと考えております。また、高齢者の積極的な社会参加を促すために、それぞれの生活環境に応じた、生きがいづくりを推進していくことといたします。

②におきまして、地域におけるケアや支え合いの推進の部分でございます。一つ目の2行目になりますけども、支援が必要な高齢者の把握に努めるとともに、高齢者を見守り、支える活動の拡充を図ってまいります。

二つ目に、関係機関等によります地域ケア会議等を開催しながら、個々の課題の検討や支援についての役割分担、地域課題等を検討し、解決を図るための支援体制づくりを進めてまいります。

③介護保険事業による居宅サービス等の充実につきましては、居宅サービスの確保を図りますとともに、施設によります施設・居宅系サービスの充実に努めることといたします。

施策の体系は、ごらんとおりでございます。

市と行政の役割分担の部分の、市民の「(市民)」でございますが、地元行事への積極的に参加を促し、また、見守り、支え合いについて相互に取り組みましょうという点、「(地域・団体)」につきましては、社会参加しやすい環境づくり及び地域で見守り・支え合うネットワークの構築に取り組みましょうとしております。「(福祉事業者)」の部分につきましては、高齢者が利用しやすい施設環境の整備に努めていただきたい。

業種につきましては三つでございます。見守り・支え合うネットワークの構築に努めます。二つ目、相談体制を整備し、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるような体制づくりに取り組みます。三つ目は、高齢者の生きがいづくりに取り組むという形のさまざまな活動支援等を行ってまいりますということをしていたします。

施策3については、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑を願います。

○委員（成川幸太郎）非常に基本的なことをお尋ねします。介護予防事業の中の2次予防事業対象者という、2次予防事業というのはどういったのを指して言ってますか。

○市民福祉部長（春田修一）現在、65歳以上の高齢者につきましては、調査をしているところでございまして、その中で、要介護、要支援認定までは至らない、その程度までは至らないという人を2次予防支援者ということで言っております。1次予防という部分につきましては、それ以外の65歳以上の高齢者を全てを対象にした分を1次予防というような考え方で今整理はしているところでございます。

○委員（成川幸太郎）そのうちの0.8%しか参加されてないということですか。

○市民福祉部長（春田修一）今から介護予防につきましては、市民健康課がほとんどを担っているところでございますが、その中で介護予防のいろんなメニューをつくりながらやっておりますが、それを押しなべてみますと、全体の0.8%、高齢者人口に対する割合が0.8%しか参加をされてないというような状況がございまして、これを上げる必要があるというような課題認識を持っておるところでございます。

○委員（成川幸太郎）これは、その対象になっている人が入っていないということなのか、元気だから対象になっていないということなのか、どっちなんですか。

○市民福祉部長（春田修一）これにつきましては、多分、2次予防の方の対象地域とか、そういう部分も、今、介護予防をやっている部分につきましては、一部の高齢者クラブとか、あるいは、すこやかふれあいプラザとか、あるいは在宅介護支援センターでやっているところでございますが、限られておりますので、通える範囲内と申しますか、そういう部分が少ないというようなこと等でこの参加率が低いのではないかなというような思いは持っておるところでございます。

なので、今後は、これらをより地域に密着したといいますか、範囲が狭い中で、介護予防事業が実施できないのかという部分を、今、第6期の介護保険事業計画の中では考えているところでござ

います。

○委員（成川幸太郎）ということは、今、自治会単位でサロンを設立してほしいとか、高齢者クラブをもっと多くつくってほしいとか、そういったことをやりながら、その中でそういった活動を展開するというような方向性で捉えていいんでしょうか。

○市民福祉部長（春田修一）今、サロンにつきましては、2次ということではなくて、1次予防という形で実施しているところでございます。今、介護保険制度が大きく第6期は変わろうとしております。そういうことから、もう1次とか2次とか考えなくて、今、委員おっしゃいますように、できれば自治会という単位が狭いんですけど、自治会では約600近くございますので、なかなかそこまで対応し切れない。それより、もうちょっと広いエリアの中でそういう事業はできないのかということは考えているところでございまして。そこについては、社会福祉協議会が地区社協というのをそれぞれ48地区の中につくっております（後刻訂正発言あり。42ページ参照）ので、その地区コミ社協を活用しながら、そこの方が地域の人材とか、そういう資源を生かして、介護予防的な部分ができないというようなことを、今ちょっと模索しているところでございます。

○委員（成川幸太郎）地区社協というのは、各コミュニティに全部できているんですか。

○市民福祉部長（春田修一）済みません、私がかちょっと認識違いがあるのかもしれませんが、社協と話をする中では、その地区社協の考え方で今つくってきたいということで活動を進められてという話はちょっと聞いていたところですが、ちょっとそこは私の勘違いかもしれません。確認をとります。

○委員（井上勝博）高齢化社会に対する考え方というのが、ちょっとどうなのかなと。やはり、長寿そのもの、高齢化ということについては、人類の夢です。いわば人類は病気を克服し、そして、どういかに長寿命というか、寿命を延ばすかということで医学の進歩があったわけです。そのために、昔は人生50と言われておったのが、今は80。場合によってはもう90近くというところまでできているわけで、それそのものについては、長寿を喜ぶ社会っていうふうにならなきゃいけないんです。だから、そういった観点が私は大事な

のかなと。

少子化は、それは問題です。それに長寿命化がある中で少子化というのが問題なんです。少子化によって社会全体の活力がなくなるわけですから、だから、長寿命化というのは、本来ならば嬉しいことです。それをやっぱり基本に据えながら、高齢者がいかに生きがいの持てるそういう社会を目指すのかという、そういう観点というのは非常に大事だと思うんですが、そういった観点ではなくて、どっちかという困ったもんだという感じを受けます、やっぱり。介護が必要になってくる、お金がかかる、大変だっという感じがします。やっぱりその考え方を切りかえていく必要があると。一貫して、市の姿勢というのはそうですから。長寿命化をそういうふうにお金がかかる、困ったことだというふうに捉えがちなどころがあるというふうに思うので、やっぱり私は、その表現はどっかでお考えなきゃいけないところがあるんじゃないかと思ってます。

それから、ここでタイトルの中で、地域が支える高齢者福祉の充実というのが、もうメンテナンスになっていて、結局、そういう高齢化が進む中で、それを地域が支えなきゃいけないんだというふうにおっしゃるわけです。しかし、地域といっても、地域全体がもう若い人がいなくなって、若い人がどんどん中心部のほうに家を建てたり、転居されたりという中で、集落全体が、いわばゴールド集落というのがふえていっているわけじゃないですか。そのことによって、地域が支え切れないという事態があるわけです。だから、そういう地域をどうつくるのかということになっているのかなという感じがするんです。全体がもう高齢化している中で、地域が支えるといったって、それ地域自身が疲弊しているという感じがするわけです。そういったことについて、解決策というのが見えないなという感じがするわけですが、その辺はいかがなんでしょうか。

**○市民福祉部長（春田修一）** 長寿を喜ぶ姿勢が欠けているのではないかとということでございます。ここの中で、冒頭、企画のほうからも話がございましたように、ここ10年間を経過して、課題解決という形で考えているところでございます。

長寿化によって、うちの場合でも、女性が86歳、男性が79歳、80歳という形で長寿化しております。その関係で、やっぱり施設が求め

られる方、あるいは一人暮らしの高齢者の方、あるいは高齢者夫婦の世帯という方がかなりふえてきております。高齢者人口自体も10万人に対してまして2万7,000人ぐらい、一人暮らしが6,700人ぐらい、それと、夫婦二人暮らしが1万1,000人ぐらいというような状況があります。この方々が、やっぱりアンケートの中でも、施設に入っている、在宅の最後は在宅でと、生まれ在所でというような意向が非常に強うございます。

そのようなこと等から、地域の中で最後まで生活できる、そういう施策を打っていく必要があると。そのためには、かなり的人数でございますので、行政だけが手を出すということ、支援をするということは非常に難しゅうございます。そのようなこと等から、地域ケアという概念の中で、国も打ち出しておりますが、地域の中で、あるいは高齢者自身の方がネットワークとかコミュニティの中に入り込んでいって、その中で、生まれ在所の中で最後まで終の住処として生涯を閉じていただきたいというような思いがあるところでございまして、結局、結果的に長寿を喜んでないというわけではなくて、そういう課題が見えてくるので、そういう課題解決のためには、ここに上げた施策が必要であると。元気な方は最後まで元気で、先ほど健康づくりのところでもお話をさせていただきましたが、介護とか、そういうのを受けなくて、自力で最後まで生活ができる方を一方では目指しながら、それが、高齢者の生きがい、喜びにつながるわけですので、それ以外の支援が必要な方については、行政あるいは地域の中で支え合っていくんだよというような考え方で、これは整理をしたところでございます。

**○委員（井上勝博）** 地域で暮らすにしても、やっぱり息子や娘が遠く離れていってしまうということで、一人暮らしになったりとかいうことになるわけです。本当ならば、すぐ近くに家族が住んでいて、親戚が住んでいて、そして、お互いに見守り合いながら人生を全うするというような地域社会づくりが大事なんじゃないかと思うんです。そういう点では、私は、ここのこの問題というのは、まちづくりとの関係で関係があるんじゃないかというふうに思っていて、その地域にやっぱりバランスのとれたそれぞれの世代が住んでいらっしゃる、そして、それぞれの役割、若い人は若い

人の役割、お年寄りはお年寄りの役割というのを発揮しながら、地域社会全体が元気な地域社会になる、これと、高齢者福祉というのがやっぱり密接に結びついていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思うんですが。そういう意味では、まちづくり全体、均衡あるまちづくりということとの結びつきというのが出てくるわけで、そこがやっぱり大事なんじゃないかなというふうに思うんですが、それ、お考えはどうでしょうか。

**○企画政策課長（上大迫 修）** まちづくりの中でバランスのとれたというか、高齢者の方も地域に溶け込んで生活していくといった部分については、政策としてはそう考え方は同感だと思っています。

ただし、それぞれの地域において異なる環境がございますので、中心市街地には中心市街地なり高齢者の入り方、また、周辺部という言い方おかしけれども、旧4町4村の地域のその環境の違いというのがありますので。全体を捉えると、大筋としては、地域が高齢者を見守っていく、また、社会参加を促して一緒に暮らしていくという流れは、施策の本筋であるというふうに考えています。

個別のそれぞれの地域でどのようにできるのかということについては、やはり、施策を実行する中で、地域に応じたような対応をとっていかないといけない。特に、街なかでありましても、高齢者の方が一人暮らしされている方等もありますし、それをどういうふうに支えるのかという課題もあります。

4町地域等におきましても、過疎化が進む中で担い手が不足しているという環境もありますので、それぞれ細かな、かゆいところに手が届くという言い方はおかしですけども、そういった対応については、個別に議論していかないといけないというふうに思っておりますので。要は、ここでの政策の本筋としては、地域が高齢者の福祉を支えていくというような考え方のもとに、地域の皆さんに理解を求め、高齢者の方々も積極的に参加いただき、対応等に努めていただくといった形を考えています。

それと、委員が冒頭申されましたけども、社会環境の変化に社会保障制度というのがついていないという考え方は、ベースとしては私どもも認識はしておりますが、制度的な部分を、ここでこうします、ああしますとはちょっと言えない部

分とかありますので、大筋、社会環境が変化していく中で、市として取り組むべき方向としては、やはり地域全体で高齢者を支えていく、また、その中で高齢者に参加いただくというような方向性でこの整理はさせていただいたところです。

**○委員（井上勝博）** 市民と行政の役割分担のところで、「地域での見守りを支え合うネットワークの構築を指示します」というふうに書いてあるわけですが、この地域での見守りという点で、その世代の余りアンバランスがあってはいけないと思うんですよ。今、おっしゃるとおり、私も聞いていて、そういうことは考えていらっしゃると思うんですけども。余りにも地域の中で高齢化ばかりが、高齢化の人たちがふえ過ぎると、それを支える世代がいなくなると、その地域社会全体が成り立たなくなる、このネットワークができなくなるわけですから。やはり、均衡ある地域、それをつくっていく。世代で均衡あるといえますか、若い人が住める地域をつくると、こういう考え方と一緒にならなきゃいけないというふうに思いますので、行政の役割としては、何らかの形で、若い世代がどの地域にもいらっしゃるという、そういう地域づくりということと、あわせて考えていただきたいなというふうに思います。これは、意見です。

**○委員（江口是彦）** 1点だけ。10年後の高齢者福祉の姿というのがなかなか想像しにくいんですが、制度的にも、これから財政との関係もあるでしょうけど、ますます変わっていく可能性があります。そういう中で、ちょっと気になるのが、施設サービス、施設整備です。これは民間福祉関係の民間がどんどん参入しているんな施設をつくったりされる場合は、その活用が非常に望まれるわけですが、この民間進出は、どうしてもいい場所、条件のいいところ、それから、条件のいいような施設、こういうとこに偏っていくんじゃないかなという気がするんです。

それで、行政が、例えば、旧甌島4村でいうと、三つを社会福祉協議会に委託しながら運営している。1カ所、上甌島については民間がやっている。だけど、非常に行き詰って運営自身が非常に厳しい、上甌の場合も、実態を聞くと。

それから、社協自身もなかなかこれからの運営に非常に課題が大き過ぎるということで大変だということをおっしゃっているわけですが、今後の、例

えば24時間サービスなんていうのは、なかなかこの市街地でもそう簡単には、民間が手を挙げそうな雰囲気でないですけれども、施設整備に関してだけ、今後の見通しというか、行政の考え等は何かあるんですか。

**○市民福祉部長（春田修一）** 施設整備の考え方でございますが、今おっしゃいますように、民間企業でございますので、ペイできないことには経営が成り立ちませんので、やっぱりキャパの多いところに出るのは当然というふうに考えております。

ただ、地域密着型サービスにつきましては、私どもは四つのエリアを設定し、川北、川南、東郷、祁答院、樋脇、入来、それと甑島というような形で、四つのエリアを設定し、それぞれに整備計画を立てるというような形でしております。そのようなこと等で、今まで、グループホーム、認知症の方の施設でございますが、グループホームにつきましても、できなかった部分を、上甑、下甑それぞれ本土、甑島に何床、下甑に何床というような形で整備を進めてきたところでございます。

そのようなこと等で、甑島のほうでも、民間の事業所さんのほうが手を挙げて今整備をされているというような状況でございます。

ただ、今後の施設整備ということになりますと、介護保険料と対になっておりますので、どんどん施設整備をすることによって、介護保険料という問題等もありますので、そこは本当に介護保険料を払っていただく方の思いと申しますか、合意がとれる部分と、施設整備とバランスがとれる部分で今後進めていく必要があると思っております。

ただ、今後の大きな課題としては、先ほど申しました認知症の方がかなりふえてきてて、家族の中での介護も非常に難しくなっているというのが1点。それと、介護の重たい方、3、4、5の在宅の方が、特老を待っていらっしゃる方が150人ぐらいいらっしゃるという実態があります。在宅での介護の限界ということも考えると、施設整備も、ある一定の施設整備というのも保険料を見ながら考えていく必要があるというふうには考えているところでございます。

**○委員（福田俊一郎）** 1点だけ聞かせてください。特別委員会の中で要配慮者について説明を求めたところ、災害対策基本法の改正により、要援護者の定義を幅広くというような答弁が返ってき

たところ。そこで、先ほど成川委員のほうから、この2次予防事業対象者について質問があったところですが、地域支援事業の特定高齢者というふうにこれまで呼ばれたんじゃないかなというふうに思うんですが、こういった合意については、やはり注釈を入れていただいたほうがよりいいのかなというふうに思いますので、これは意見として申し上げておきたいと思います。

それから、さすがに議会にこうして提案をされた計画でありますので、誤字、脱字等は目につかないところですが、ただ、表記に若干統一がないところがあるのかなというふうに思います。今、この7ページと8ページの中で、現状と課題の③の2行目に、「施設・居住系サービス」というところと、8ページのほうへ③の項目の上から3行目、「施設居住系サービス」。中点があるのと、ないのとありますので、こういう表記の統一はしておいていただいたほうがいいかなと。ほかに、「人・モノ・金」といったところの文言があるところ、この基本構想の2ページと10ページ等も後でチェックをしておいていただきたいんですが、中点と読点とありますので、そこは統一して表記の揺れがないようにしておいたほうがいいのかという意見だけです。

**○委員長（持原秀行）** 後で精査をお願いいたします。

ほかにもございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑は尽きたと認めます。以上で、施策3を終わります。

次に、施策4について、当局に説明を求めます。

**○企画政策課長（上大迫 修）** 施策4、資料は9ページ、10ページでございます。「地域で安心して暮らせる障害社会福祉の充実」でございます。

現状と課題、①でございますが、3行目からになります。社会参加する機会が確保されていく必要があるというふうに捉えて、その解決を図ろうとしております。また、最後の行になりますけど、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを進めることが求められているという状況でございます。

②でございますが、障害につきましては、早期の発見、必要な療育及び特別支援教育等の支援ができる体制の整備が必要であるというふうに考えております。

また、③でございますが、るる書いてございますけど、最後の2行の分でございますけども、地域に住む人々がともに助け合い、支え合う、思いやりのある地域福祉社会の構築が求められているという全体の解釈と対応を取りたいというふうに考えております。

4番目でございますが、先ほど話の中にもありましたとおり、生活困窮者という部分がございます。雇用労働条件の厳しさが増す中で、生活困窮者が増加する傾向にあるということから、生活保護に入られるその前に、就労自立できるように関係機関に連携を深めながら、その相談支援体制を充実させていく必要があるという課題認識でございます。

これによりまして、目指すべき姿、5年後の基本目標については、主体的、積極的に社会活動に参加し、住み慣れた地域で、個人として尊重され、生きがいを持って生活できている環境をつくり上げるということでございます。

それから、市は、市民アンケートにおきまして、障害者、子どもさんも含めてですが、に対する施策サービスの市民の皆さんが見た場合の満足度といったものが、今5.9というレベルでございますので、これを引き上げたいというふうに考えます。

また、避難行動要支援登録者、注釈、米の位置でございますが、に対する補助者の割合、これが、全体100に対しまして64%しかございません。これを70%まで引き上げたいというふうに考えております。

また、地域の支え合い活動を行っているボランティア団体等の数を118から150まで引き上げる取り組みをしたいというふうに考えます。それが目標でございます。

次に、右側、施策展開の方向性は課題に対応しておりますが、一つ目に、障害者（児）福祉の充実の中で、社会参加の促進や家族の負担軽減等を目的とした障害福祉サービスの提供体制及び相談体制の充実を図ってまいります。二つ目には、障害者の就業機会の確保や事業者への啓発など、就労環境の整備及び充実に向けてまいります。

二つ目でございます。障害の早期発見と、障害児支援の充実でございます。関係機関の連携によりまして、障害の早期発見及び療育特別支援教育等の充実を図ってまいります。

三つ目、地域福祉の充実ということでございま

す。これは、要支援者等に関する情報を地域福祉の観点から幅広く活用するための周知を図り、避難支援に対する連携、情報の共有に努めてまいります。

二つ目は、民生委員、自治会長を中心とした地域見守り体制の充実を図っていくことといたします。さらに、ボランティア意識の高揚を高めるとともに、活動の支援や人材の育成に努めていくということとしております。

四つ目でございます。生活困窮者の自立支援等の充実ということから、生活困窮者自立支援制度の機能拡充を図り、生活保護に至ることのないように、困窮者の生活再建に努めてまいります。

二つ目は、ハローワーク、企業等との連携を深め、生活保護受給者の自立を支援するほか、必要な生活水準の確保に努めますといたしました。

政策体系はごらんのとおりでございます。

役割分担の部分でございますが、市民の「(市民)」の部分につきまして、障害福祉、地域福祉に対する理解に努めていただきたい。また、地域社会の一員であることを認識し、いろんな活動に参加くださいということです。「(事業者)」につきまして、障害者の積極的な雇用を、「(地域・団体)」におきましても、これにつきましては、障害者の社会参加を側面から支援してください。4番目の「(福祉事業者)」につきましては、福祉サービスの充実、生活環境の確保に努めてくださいというふうにし、行政におきましては、関係機関との連携の強化、福祉サービスへの充実に向け、生活環境の整備に取り組むこと、啓発、広報活動の充実に向け、こと等を掲げております。

以上が説明でございます。よろしく願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑を願います。

○委員（江口是彦）1点だけ。高齢者福祉と違って、この障害福祉というか、障害者の問題というのは、介護者がちょっと違って来るんですよね。親とか兄弟が非常に介護というか、面倒、世話をする立場にいるんですけど、そこで二つだけ。一つは、これも、甌の知っている例からしか話せませんですけども、甌では、どうしても親が高齢になったり、もう自分の家に面倒見れないというとき、施設に頼らざるを得ないんですけど。そし

たら、施設が伊集院だとか、谷山だとか、鹿児島方面の施設に入っている方が、私の知って入る範囲では多いわけですけど。これを施設に入る人たちの支援というのがどう、市としてはやっていけるのかということ。

二つ目に、障害者とともに、身近で支援している親とか兄弟、こういう人たちの声というか、相談とか、相談窓口的なものをもっと充実させてほしいなど。やっぱりなかなか言えない、心配だけはされるんですけど、そういう自分の子どもを障害者を残して自分が先にいってしまうということに対する思いをもって、みんな日々暮らしている親御さんが非常に多いんですが。そういう親御さんとか兄弟とか、一番障害者の身近にいる人たちのやっぱり支援というか、僕は相談をもっと広げてやれるような、社会福祉協議会でできるのかどうか、そういうことも含めて、行政はする必要あるんじゃないかなと思うんですが、御意見があったら。

**○市民福祉部長（春田修一）** 二つほどでございました。施設入所に対する支援ということでございますが、これにつきましては、今、施設に入る際も、介護と同じように認定を受けるようになっております。そして、施設につきましては、その施設の出身と申しますか、施設に入る前の居住地が施設の入所負担と、そういう部分はやっておりますので、甑島のほうから、例えば伊集院に行かれたり鹿児島に施設に入られるとしても、その施設の分については、その支援の制度に依じての負担を求められたり、所得に応じた支援を求められておきましょうし、その措置費等については、市のほうが支援をしているというような状況でございます。

それと、2点目、相談体制の充実ということでございますが、この相談体制につきましても、市役所だけで窓口をしたところでございますが、2年前から、基幹相談支援センター、虐待支援センターを含めてですが、市内3カ所の可愛会、薩来園、サニーサイドというような形で、市街部あるいは周辺部のほうにも相談ができる体制を整えて、24時間体制をとっております。

ただ、甑島のほうには、その相談事業所が、社協さんも一時的な形では相談は受けていただけるんですが、この本土的な形での相談体制が不足しているところがございます。これについては、現

在、今、民間の方が甑島のほうにもその支援センターを立ち上げたいというようなこと等で動きがございますので、市としても、支援をぜひ開設していただきたいというような思いがございますので、十分連携をとりながら対応をしていきたいというふうに考えております。

ただ、それ以外に、もうちょっと地域に根ざしたということになりますが、その分については、民生委員とか、そういう支所とかを含めまして、いろんな行政機関も含めまして、相談の窓口で対応していきたいというふうには考えているところでございます。

**○委員長（持原秀行）** ほかにありませんか。

**○委員（福田俊一郎）** 先ほど、この成果指標と目標値について質問をさせていただきましたけれども、現状値と目標値について、満足度ということであれば、先ほど企画政策課長の70%、80%ちょっと難しいところもあるんで、70%以上を目標に取り組みたいと、そこが目標だというのはよくわかりました。

それで、この三つ目の、一番下の「地域の支え合い活動を行っているボランティア団体数」がありますけれども、先ほど私が、「できれば文書でこういったものを説明を」というのは、逐一、後でまたこういうのが出てくるんです。例えば、年間の犯罪発生件数の目標値とか、一つ一つ説明を求めるとはちょっと気の毒な気がして、もうぼんちと一覧表があれば、もう質問もしなくていいのかなと思ったところでした。

そこで、例えば、このボランティア団体数についても、現状は118ありますよと。将来150ですよというのわかりますけれども、ただ、その根拠は、何で32ふやすのか、そこがつかみ切れないところがあるもんだから、何の32ふやさんにやいかんのか、その辺の説明が、口頭でもいいんですけども、こういったものが後もどんどん出てくるもんだから、一覧表と言ったんですけども。とりあえずは、このボランティア団体数、もし何か後でもう答弁しますと、何か一覧表で答弁しますということであれば、それで結構です。ここはもう意見だけにしておきます。

あえて言うと、そこでお話をしながら聞いていただきたいと思いますんですが、あえて言うと、委員長、済みません、11ページの年間犯罪発生件数につ

いても、374件を360件以下への、今、14件以下ちゃあ一体何なのというような話になってくるんで。ここですれば、切りがないんで。この辺は、また何からの方法で説明をいただければというふうに思います。また後で検討してください。もう答弁は要りませんので、検討をお願いしますということで、終わります。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。これで施策4を終わります。

△政策2 快適で魅力的な住み続けたいまちづくりについて

○委員長（持原秀行）以上で、政策1に基づく基本計画の各施策の審査が終わりましたので、次から、政策2に基づく基本計画の各施策に入ります。

それでは、政策2に基づく基本計画の施策の1について、当局に説明を求めます。

○企画政策課長（上大迫 修）資料は、11ページ、12ページでございます。政策の2は、生活環境、快適で魅力的な住み続けたいまちづくりの中の1番目、「市民の安全確保と防災対応の推進」でございます。課題を5つ整理しております。

一つ目でございます。一つ目は、防災関係でございますけれども、自主防災への意識や訓練の重要性の啓発を行うとともに、自主防災組織の訓練実施を向上させていく必要があるというふうに考えております。

また、災害時に避難する際、要配慮者の住所登録を進めていく必要がある、環境づくりを行っていく必要があるということでございます。

二つ目には、防火に関しまして、一人暮らし、高齢者世帯への防火指導訪問等を実施しておりますが、引き続きそれを強化するほか、多種多様な災害に対応できるように、関係施設や車両、消防車両等でございますが、資機材等について年次的な整備を図っていく必要がございます。

また、救命活動の実施率を上げていくために、普通救急救命講習会等を実施するなど、救命率向上に向けた積極的な対応が必要であるとしております。

三つ目は、原子力に関してでございますが、事

業者に対し、安全な対策の充実強化を強く求めていくほか、原子力防災計画を実施するとともに、市民の皆さんに対しまして、原子力に関する情報の適切な提供を図っていく必要があるというふうに整理をしております。

四つ目は、消費生活に関しまして、複雑高度化する消費者問題等に対し、相談体制の充実及び関係機関連携によります情報ネットワークの活用を進めることで、消費者の被害の未然防止や救済に努める必要があるというふうに整理いたしました。

五つ目は、交通安全等でございますが、交通安全意識を高めるとともに、交通安全教育を充実させる必要があるというふうにしております。また、犯罪防止の観点からも、防犯等や青色パトロール車によりますパトロールの実施等を今後も実施するとともに、関係機関の連携を強化していく必要があるというふうに課題整理いたしました。

目指すべき姿、基本目標は、市民の安全が確保される環境が整っているという形でございます。

成果の指標の目標値につきましてでございますが、自主防災組織の訓練実施率は、現行32を倍の60まで上げたいという考え方でございます。年間犯罪発生件数について374ということでございます。人口が減りつつ、高齢化等が進みますと、犯罪発生件数が伸びる懸念等がありますが、これを下げたい、上がらないように下げたいということで、360件以下。交通事故発生件数等につきましても、最近、新聞等でございますが、高齢者等の事故等もふえておりますので、そういった意味からは、現状よりも下げた目標値といたしました。

さらに、市民によります救命活動の実施率、正式には、括弧書きで心肺停止患者に対しまして、家族等がバイスタンダーCPRを実施した場合ということで注釈にありますが、その割合が50%に至るようにしたいということでございます。

施策の方向性につきましては、五つでございます。地域防災力の向上につきまして、災害時におきまして、お互い助け合う互助意識の醸成、信頼関係の構築など、コミュニティ活動の活性化を図るとともに、地域主体の防災訓練の実施を促してまいりたい。

二つ目に、災害に関しましては、正確な情報を提供し、要配慮者等を地域で支える体制の構築を

図ってまいりますということでございます。

二つ目、消防救急でございますが、防火指導訪問や防災研修センター等におきます訓練の実施等を通じ、火災件数の低減に努めること、二つ目には、適切な対応を図る上からも、車両附設資機材の年次的な整備とともに、職員の資質向上及び防災対応能力の向上に努めていくということでございます。

三つ目は、普通救命講習会等の積極的な実施によりまして、現場に居あわせた市民によります救命率の向上を図っていきたい。

三つ目、原子力安全対策につきましては、事業者に対する安全対策の充実強化を強く求めることのほか、原子力防災計画の充実及び原子力に関する情報の提供を適切に行いますといたしました。

四つ目、安全な市民生活の確保につきまして、消費者意識の啓発や正しい知識の普及に努めるとともに、出前型や講座形式での研修会などを中心とした学習機会を設けます。

二つ目に、関係機関との連携によりまして、効率的な地域ネットワークを構築し、市民からの消費生活問題等に関する相談に対し、適切に対応できる体制の充実を図ります。

五つ目には、交通安全防犯対策につきましては、交通ルールやマナー、安全意識の向上を図るため、関係機関と連携し、交通安全教室等の取り組みを行ってまいります。そのほか、防犯灯の整備の促進及び関係機関連携によります防犯活動の展開を図るという形といたしました。

施策体系は以上でございます。

役割分担につきまして、「(市民)」におかれては、自主防災組織、地域防犯活動に積極的に関与を参加し、防災意識を高めていただきたい。また、交通安全機能を高めることについても取り組んでいただきたいということでございます。「(事業者)」につきまして、地域防犯活動への参加を、また、「(地域・団体)」におきましても、自主防災組織の活性化及び行政と連携しての防犯活動の取り組みをお願いしたい。行政といたしまして、自主防災組織の結成や活性化の推進を図ってまいります。

二つ目に、関係機関とのネットワーク強化及び消防防災体制の充実を図ること、消費生活に関しましても、関係機関と連携をした相談体制の充実を図ります。地域防犯活動を促進していくという形を整理したところでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長(持原秀行) ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(持原秀行) 質疑はないと認めます。以上で、施策1を終わります。

次に、施策2について、当局に説明を求めます。

○企画政策課長(上大迫 修) 資料、13ページ、14ページでございます。「快適な地域を守る環境対策の充実」でございます。

現状と課題、①につきましては、2行目におきまして、ごみの排出量の増加が今後とも予想されますので、これに対応した取り組みを必要としております。

4行目に、ごみの減量化・資源化に取り組む、また、適切にごみ処理体制の構築を図っていく必要がありますので、それを掲げております。同時に、一般廃棄物最終処分等々、環境処理施設等につきまして、長期化導入老朽化対策の必要性が生じております。

二つ目に自然環境につきまして、ラムサール条約等に登録された貴重な野生動植物等の保存でありますとか、いろいろございます。特に、中段目にありますけれども、不法投棄等に関しましては、苦情件数は減少しておりますが、今後とも、監視及び地域美化活動の積極的な推進と担い手の確保を図っていく必要があるというふうにいたしております。特に、身近な生活環境につきましては、二行目にありますが、地域環境に関する情報の発信でありますとか、学習機会の確保、関係団体の自主的な活動への支援等が必要であるというふうに整理をさせております。

目指すべき姿、基本目標は、環境保全に対する意識が高まり、保全活動が実際に実践されているというふうにいたしております。

生活指標と目標値につきましては、四つでございます。リサイクル率は現行14%を10ポイント上げた24%まで持っていきたい。1人当たりのごみの排出量については834グラムでございますが、これを800グラム程度まで抑制したい。快適環境づくり事業に取り組んでいる実施団体が今49団体ではありますが、3倍程度まで持っていきたい。また、苦情処理件数につきましては、

還元できるところまで取り組みたいという目標といたしております。

施策の展開方向でございますが、①ごみ処理対策の推進におきましては、分別等に関しますマナーの統一をさらに推進するとともに、ごみの排出量の抑制、リサイクルの推進に取り組みます。それと、適切なごみ処理等に対しまして、安全かつ衛生的な収集運搬処理を継続実施いたします。

環境関連施設につきましては、延命化対策、適正な管理に努めるということでございます。

二つ目の自然環境保全につきましては、外来生物等ございますが、駆除活動を実施するとともに、侵入にかかる情報の収集等により未然防止に努めていきたい。二つ目は、環境美化推進の皆さん等によります監視や看板設置など、不法投棄対策の強化を行っていくこと。

③に環境学習と環境保全活動の推進についてでございますが、家庭、学校、事業所、公的施設など、あらゆる場所と機会を通じて環境教育を推進して、意識の高揚を図りたい。

二つ目は、花いっぱいまちづくり推進事業等によりまして、自主的・積極的な参加、環境美化活動を推進したいということでございます。

施策体系はごらんのとおりでございます。

役割分担につきましては、まず、市民の部分でございますが、「(市民)」では、市民の皆さんに、ごみの発生抑制、減量、分別の徹底をお願いしたい。環境保全活動への積極的に参加をお願いすること。

「(事業者)」におきましては、ごみの発生の抑制、過大包装等の抑制をお願いしたいということ。それと、事業者周辺の環境に配慮した事業活動に取り組んでいただきたい。地域の環境保全活動に積極的に社会参加いただきたい。「(地域・団体)」につきましては、ごみステーションの適正管理等を行っていただきたい。環境保全活動や環境協力活動へ積極的に取り組んでいただきたいということでございます。

一方、行政におきましても三つ。ごみ発生を抑制するための減量、分別の啓発徹底でございます。加えて、環境学習に対しましての積極的な支援及び自然環境、生活環境の苦情でありますとか、公害防止に関します監視について対応してまいりますというふうにいたしましたところでございます。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明があ

りましたので、これより質疑を行います。御質疑をお願いします。

○委員（谷津由尚）2点。この現状と課題のところで、一般廃棄物最終処分場の埋め立て残容量不足という、ちょっとこれについて、もうちょっと詳しく、どこが足りないのかというのをちょっと説明をお願いします。

それと、1日1人当たりのごみ排出量が834グラムから800グラムの目標値になってますが、800にこれをするので、例えば、環境関連施設の老朽化が激しいんだけど、それに対してどのような効果があるというところが何かリンクづけされていれば説明をお願いします。

○市民福祉部長（春田修一）最終処分場の残容量でございますが、現在、容量があと1年ぐらいの容量しかございません。そのようなこともございまして、昨年から県外への焼却灰等の搬出をしているというような状況があるところでございます。そういうことから、今後、新たな施設をつくるべきなのか、それとも、別の方策があるのかということを検討しているところでございまして、新たな施設をつくることとなりますと、かなりの経費がかかりますので、その分について、再生事業的な部分ができないかということで、今、調査をしているところでございます。

それと、2点目です。834を800にすることによって、どのような効果ということでございますが。今、焼却炉も経過年数をたっているということで、基幹改良工事をするというので、今、設計に入ろうとしております。平成29年度から工事に入るということで、今調査、今後、ことしの予算でもアドバイザー契約等を実施するような考え方でございます。そのようなこと等から、この排出されるごみの量が減少することによって、炉の延命化、そういう部分が図られてくるというような思い等もございまして、ごみの搬出量及びリサイクル率の向上という形で目標にさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員（谷津由尚）基本計画って、向こう5年間の計画なんですけど、県の産廃処分場にこの焼却灰というのは持ち込めないということなんですか、それが一つ。それと、1人当たりのごみの排出量800グラムにするという、何かこれって算定基準があるんでしょうか。ちょっとそこ

け教えてください。

**○市民福祉部長（春田修一）** 2点でございます。県の川永野町の公共関与型の最終処分場へ持ち込みができないかということでございますが、これにつきましては、基本的に産業廃棄物ということで、県のほうで今されておりますので、基本的には、一般廃棄物についての焼却灰等についてはできないということになっております。

ただ、その分については、まだ協議をいたしておりません。可能性として全くないというわけではないということで御理解いただきたいと思っております。

ただ、先ほど申しましたように、県の協議会が出しております処理量に、本市からの運搬量を足しますと、今、大分に出している部分と比べると、若干、県外搬出のほうが安くつくというような状況等もございまして、今、私どもとしては、経費的なことを考えて、県外も視野に入れてる形で行っているところでございます。

それと、この800グラムにつきましては根拠でございますが、これについては、循環型形成計画というのがあるわけでございますが、その中の目標でも800グラムという形で行っております。この根拠は、循環形成の中での根拠は何かと言われるとまた非常に辛いところがあるんですが、整合性を図るといこともございまして、800を持ってきたところございまして、これに対する根拠については、現在、持ち合わせてないというのが現状でございます。

以上でございます。

**○委員長（持原秀行）** ほかにございませんか。

**○委員（井上勝博）** ここで取り上げられているのは、主にごみと、それから、自然環境、不法投棄など。そして、循環型社会というふうに行っているんですが。私は、公害の問題はどう捉えるかということはどうなのかと思うんです。やはり、騒音にしても、騒音公害とか、それから、異臭、匂いなどの公害とか、それから、河川の汚れるような違法な排出だとか、そういったものもありますし。また、先ほどちょっと話題になりました産業廃処分場ができれば、つくられれば、それから、産廃を積み込んだトラックなどが頻繁に、県内から、各地から来ることになるわけですね。そういった問題なんかを位置づけられていないというのは、どこか別のところを位置づけているのか、こ

こで位置づけていないのは何か理由があるのか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

**○市民福祉部長（春田修一）** 公害関係につきましてでございますが、これにつきましては、行政の取り組みの中で、最後のところに、生活環境、自然環境の監視に努めますということで記載しているところでございまして、全体的な中では、自然環境の保全と、環境保全化等の推進という中で包含できるというふうに私ども考えているところでございます。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）** 対策としては、行政側のその中で、対策を努めますということなんですが。しかし、現状認識として、我が市に、薩摩川内市では、そういう公害問題ということについてはほとんどないというふうに、これを見ると、そういうふうに見えてしまうわけですが、そんなことはないんでしょう。現状としてはやっぱりそういう苦情とかというのは、年間に寄せられる苦情というのは多いんじゃないんですか、そうじゃないんですか。

**○市民福祉部長（春田修一）** 現状に対するお問い合わせでございますが、現在、市のほうで行っております部分につきましては、水質調査につきましては32河川を毎年実施いたしております。この中で、春田川を除き、水質の汚濁という部分の結果は出ておりませんで、おおむね良好となっております。

次に、悪臭でございますが、悪臭につきましても、3事業所を実施しておりますが、基準値内でございます。

ダイオキシン類についても、大気、土壌、地下水、3地点を実施しておりますが、基準値内となっている状況でございます。

ただ、委員おっしゃいますように、苦情の件数につきましては、23年と25年を比較しますと、23年が370件、平成25年度が240件というようなこと等がございます。その中には、大気、悪臭、水質汚濁に対する苦情等が寄せられるところでございまして、水質的には、検査結果としては基準値内でございますが、苦情という形では240件、200件を超える件数が来ているというふうに考えております。

そのようなこともございまして、私どもの今回の計画の中では、環境学習という話、それと、監

視体制という部分で、この中で記載をさせていただいたということでございます。公害というような言葉は使っておりませんが、それらの生活環境保持のための環境学習、そして、監視という形で記載をさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（持原秀行）よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

以上で、施策2を終わります。

次に、施策3について、当局に説明を求めます。

○企画政策課長（上大迫 修）資料は、15ページ、16ページでございます。施策の3は、「安全安心な水の安定供給と生活排水の適正な処理の推進」ということでございます。

まず、現状でございますが、①におきまして、上下水道施設につきまして、長年が経過し、今後におきまして基幹施設については、耐震化を推進することが重要であるというふうに考えており、あわせて計画的な改修によります長寿命化ということの命題もでございます。引き続き、効率的な維持管理に努めていこうというふうにしております。

「また書き」からでございますが、施設の維持、更新の合理化、管理事務の効率化によりまして、供給体制と経営基盤の強化を図っていく必要があるということでございます。

人口が減る中で、水道設備等々、大規模な施設を保有しておりますので、このような部分がございます。

②におきまして、水道事業につきましては、人口減少、高齢化が進み、給水人口が伸び悩む中、大幅な収益の増加が期待できませんので、また、今後、多額の財政負担が予想されることから、持続可能な形で経営を強化していく、改善をしていくということになります。

三つ目につきまして、生活排水につきましては、3行目になりますけれども、これまでも取り組んできておりましたが、生活排水の適正な処理を推進する必要がございます。

一方、しかしながら、下水道施設等につきましては、整備が進む中でも、接続率が伸び悩んでいるような状況がございます。また、集合処理外の施設では、くみ取りや単独槽から合併処理浄化槽に切りかえが進んでないという状況等が見受けられます。そこで、生活排水の適正な処理の重要性

につきまして啓発を進めますとともに、下水道への接続及び合併処理浄化槽の切りかえを促していく課題がございます。

目指すべき姿としましては、水道水が安定的に供給され、生活排水を適切に処理することにより、健全な水資源の循環が行われているというふうにいたしております。ここでは、成果指標を目標としました四つを掲げておりますが、全て目標値の数字となっております。

資産老朽化比率につきましては、一定の計算式によりまして、現在44%の老朽化率がありますが、これを下げて適切な更新まで、改修等含まれて下げるということで40ポイントまで。耐震化につきましては、水道管についてでございますが、今現在6%のものを4倍まで引き上げるという形でございます。また、水道事業につきまして、経常収支比率については、109%を120%に抑えるという形でございます。汚水処理人口普及率につきましては、計算式、考え方等につきまして欄外に注記がございますが、68.1%を74.2%まで引き上げるという考え方でございます。

施策の方向性については三つでございまして、計画的施設整備と災害に強い施設整備という形でございます。効率的な水道施設の再構築のために、計画的な更新とあわせて、基幹施設、水道管等につきましての耐震化を図ってまいります。

二つ目、持続可能な健全運営につきましては、上水道と簡易水道事業の事業統合を図ることで、スケールメリットを生かした事業の効率化を図りますとともに、民間への業務委託等も進めてまいります。加えまして、水道料金の適正化等を検討し、将来の経営予測に基づいた運営が図られるよう改善してまいります。

三つ目、汚水処理人口普及率の向上でございますが、三つでございます。下水道施設の計画的な整備を進めます。二つ目は、生活排水処理に関する意識啓発と下水道への接続向上を図ります。加えて、合併処理浄化槽の設置と普及に努めますということでございます。

施策体系はごらんとおりでございます。

最後に役割分担の項でございますが、「(市民)」につきましては、水道水を有効に利用して、水資源の環境保全に努めていただきたい。また、生活排水処理の重要性を理解し、その接続等について

取り組みをお願いしたい。「(事業者)」につきましても、美化活動や浄化活動に取り組んでいただきたい。さらに、事業所から排出される排水については、その適正処理を心がけてもらいたい。「(地域・団体)」につきましては、水資源の環境保全に努め、環境美化活動に取り組む人の輪を広げていただきたい。それと、地域が一体となって下水道への接続等を図り、環境改善に努めていただきたいということでございます。

行政といたしましては、施設の計画改修及び適正維持を図るとともに、健全な財政基盤の確立に努めます。二つ目に、定期的な水質の検査及び環境調査によるなど、監視や指導の体制を実施に取り組みます。それと、下水道施設の整備を進めます。さらに、接続に向けた啓発や推進活動等に取り組んでいきますということでございます。

以上でございます。

○委員長(持原秀行) ただいま当局の説明がありました。

これより質疑を行います。御質疑を願います。

○委員(谷津由尚) 成果指標と目標値のところで、経常収支比率、これ現状値と目標値逆じゃないんですか。

○水道局長(落合正浩) この表のとおりでございます。

○委員(谷津由尚) 水道局の財政のある意味、エンゲル係数といってもおかしくなくて、一般的には100に近づくほどゆとりがないという数値なのに、現状が109なんです。目標値が120というのはちょっとわからないんです。これ余計悪くなるわけですよ。悪くなる数値を目標値というのは、私は、おかしんじゃないかと思うんですけど、どうなんですか。

○水道局長(落合正浩) 委員おっしゃるとおり、少子高齢化とか、要する節水型の機器等も出てまいりまして、いわゆる料金収入というものが落ちてくることは目に見えております。そして、耐震化とか施設の老朽化ということで、経営につきましても、非常に切迫してきているということがございますので、その中で、経営のそういう効率化等々の収支につきましても、より努力しながら、いわゆるさっき委員が言われましたように、右肩落ちていくスピードを非常に緩やかにしながら、何とか安定した数字を求めていきたいという考えでございます。

○委員(谷津由尚) 率直に申し上げます。この施策の方向性のところで、「将来の経営予測に基づいた健全経営を行います」という文言を書いておりますので、そうであれば、この経常収支比率のところは削除してください。でないと、この施策の方向性のこの言葉、何なんだということになります。もうそれしかないです。今おっしゃっているのは、今よりも悪くなるんだけど、でも、頑張っていくですよということ。頑張ったうちに入らないですよ。最低でも、今の現状維持ですよ。目標値にならないです。これどういう御認識ですか。削除をお願いします。

○水道局長(落合正浩) 申しわけございません。ちょっと取り急ぎ参りまして、具体的な数値を持っておりません。この委員会の間中に再度整理させて、途中でまた報告させていただきたいと思っておりますけれども。

○委員長(持原秀行) それで了解をお願いします。ほかにもございませんか。

○委員(井上勝博) 汚水処理人口普及率というところで、下のほうに注意書きがありますが、汚水処理で基本的には合併浄化槽を使ったり、集落排水事業を使ったり、下水道事業を使ったりされて、ほとんどの方がいらっしゃるといふふうに思っているんですが、この数値というのは、68.1%ということは、32%の方は、そういう汚水処理はされてなくて、どういうふうにされているというふうに理解してらっしゃいますか。

○水道局長(落合正浩) 一番わかりやすく申し上げますと、くみ取りの方々がまだ多いということでございます。

○委員(井上勝博) そうすると、例えば、生活排水とか、そういうものについては、この数値の中には入っていないんですか。

○水道局長(落合正浩) 生活排水も含んでおります。先ほど言いました、要するに、便所だけありますと、当然単独の浄化槽で処理できるんですけども、今おっしゃるように、洗濯水とかお風呂の水とかいったものは処理できませんので、そういう全てにおいてなされていない方々があるということです。

○委員長(持原秀行) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(持原秀行) 質疑は尽きたと認めます。以上で、施策3を終わります。

次に、施策4について、当局に説明を求めます。  
**○企画政策課長（上大迫 修）** 資料は、17ページ、18ページでございます。施策4、「次世代エネルギー技術の市民生活への浸透」でございます。技術の生活への浸透という形でございます。

ここにつきまして、現状と課題の書き方が多少全体的になっておりますので、説明申し上げます。

最初、冒頭の部分で、「原子力発電所、火力発電所が立地するエネルギー供給基地として、共生するまちづくりを進めてまいりましたが」ということで書いてございます。23年3月の事故以降、エネルギーに対する市民の認識は大きく変化し、エネルギーの多様性やその利用についての関心が高まっているという現状を書いてございます。その上で、次世代エネルギーの技術等を活用したまちづくりを進めるため、適切な土地利用に配慮しながら、次世代エネルギーの具体的な設備等の普及を図りますとともに、関連産業の創出でありますとか、技術を生かした市民生活にかかわる事業の創出などを目標に掲げ、次世代エネルギー計画等をつくり取り組んできております。

これらの目標の達成には、市民、事業者、教育機関、自治体等が一体となり、生活の分野、交通の分野、まちづくりの分野、多面的な取り組みが重要となるというふうにいたしております。①におきまして、一つ目は、関係機関等に対しまして、次世代エネルギーを活用したまちづくりに対する興味や、理解を深めるための仕組みを構築する必要があるというふうにいたしました。

二つ目の課題といたしましては、エネルギー技術の推進によりまして、市民生活様式の意識改革を促す——生活内で取り組んでいくということ意識を促す、ということでございます。同時に、生活環境の快適性の向上や化石燃料への依存の低減など、低炭素社会の実現へ向けて総合的に取り組んでいく必要があるということで、施策の方向性を示しております。

③、「さらに」からでございますが、次世代エネルギー技術に関する技術そのものがさまざまな形で地域を支え、その持続性を高めていくための新たな都市基盤そのものが、その持続性を高めていくための新たな都市基盤となるように取り組む必要があるというふうにいたしております。

目指すべき姿、基本目標につきましては、次世

代エネルギー技術を日常生活にまず活用できている状況まで持っていきたいということでございます。

成果の指標につきましては、三つ。一つは、市民アンケートとし、省エネルギー対策や太陽光発電施設導入に関する関心があるという市民の割合、これ意識啓発の部分でございます。現在85%が関心があると言われていた方をさらに5%程度引き上げていくという考え方を持っております。目標としております。

それと、太陽光発電設備の50キロワット未満の設置累計につきまして2,961件、1万6,776キロワットアワーという形になっておりますが。国のエネルギー政策なり、推進の目標とリンクする形で4,950件、2万8,050キロワットアワーのレベルまでを目標といたしております。

さらに、次世代自動車の新車販売台数については、わずかではございますが、これを保有台数に対しまして、新車の販売割合のほうを15ポイントまで引き上げるよう働きかけたいというものでございます。

右側の施策の方向性につきましては三つでございます。次世代エネルギー技術に対する市民意識の向上を図るため、ホームページ、広報紙等々、エネルギーフェア等通じ、エネルギーの導入やエネルギーの賢い使い方など、情報配信を図るほか、スマートハウスなど体験型のプログラム等を使いまして、興味や理解、意識の向上を図りたいと思っております。

二つ目に市民生活への普及といった部分でございますが、太陽光発電、スマートハウスなどの新しい生活様式の普及を促進してまいります。

自宅からの乗車予約の構築など、公共交通の賢い使い方等を促進しますとともに、環境負荷の低いエコカーを導入したバス、タクシーや関連する設備の導入を積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。

三つ目に、次世代エネルギー技術の市民生活への活用という点では、エネルギーの使い方にも着目した生活支援サービス、見守りサービスなど、生活様式を確立し、安全安心、快適な生活への活動を努めていきたいというものでございます。

施策体系はごらんとおりでございます。

市民、行政の役割分担としまして、「(市民)」で

は、次世代エネルギーに関する理解を深め、導入に関する積極的な検討をお願いします。それと、エネルギーの導入と賢い使い方等を実践してみてください。「(事業者)」につきましても、次世代エネルギーに関する理解度と認知度の向上を図ってください。導入、使い方等の徹底を図りましょうということでございます。「(教育機関)」におきましても、次世代の子どもたちに対し、関連する教育に取り組むという点、「(協議会)」につきましても、協力者ということになりますけども、技術開発の成果を地元企業へのフィードバックに取り組みましょうということでございます。行政につきましても、市民、事業者とのパートナーシップを形成し、さらに、スマートコミュニティなど、次世代エネルギー関連設備導入を積極的に支援しますということを示しております。

以上でございます。

**○委員長(持原秀行)** ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

**○委員(井上勝博)** この次世代エネルギーという言葉というのは、従来の火力発電所も原子力発電所も入っている概念なんです。ここで言われる文章というのは、いわば福島事故以来、エネルギーに対する市民の意識は大きく変化していると言いながら、次世代エネルギーの活用ということになると、やっぱり原発が含まれているということで、その辺ちょっと私はおかしいと思うんです。次世代エネルギーに火力発電所と原発入っているでしょう。そこ確認したいんですけど。

**○企画政策課長(上大迫 修)** 今回、次世代エネルギーという施策名称を用いた中に、原子力発電所、火力発電所のものが入っているかということでございますけど、含まれておりません。再生可能なエネルギーという形での捉え方をしております。

**○委員(井上勝博)** 今まで、次世代エネルギーというのは、新エネルギー対策課でいろいろ報告される中で、やはり火力や原発も入っていたわけですが、それが入ってないとしたら、ちょっとそこは混乱してくると思うんですね。今まで、次世代エネルギーという定義をしたときに、たしか原発や火力発電所は入ってたと思うんですが、絶対に入ってませんと言い切れますか、それは、どうなんですか。

**○企画政策課長(上大迫 修)** 申しわけありませんが、資料の5をお願いいたします。資料の5の6ページをお開きください。下のほうに米印の7というふうに書いてございます。私どもが定義しております次世代エネルギーとは、太陽光や風力、バイオマス等の再生可能なエネルギーに加え、未利用な太陽エネルギーまで含めた広い概念としておりますが、書いているとおり、ここに原子力という言葉は用いておりません。

**○委員(井上勝博)** ここで構想の中で定義している次世代エネルギーには入っていないということなんですが、今まで新エネルギー対策課でいろいろ議論するエネルギーの中には入っていたはずなんですよ。そこはどうなんですか。

**○新エネルギー対策監(松枝賢治)** これまで私どもが伺っている範疇では、ここに書いてありますように、次世代エネルギーというのは、新エネ法で定義されておりますけども、そこに入っていない海洋エネルギーを超えたところで次世代エネルギーとして議論しておりましたので、これまでも、多分、次世代エネルギーというときには、火力発電所、原子力発電所は入っていなかったと思います。

**○委員(井上勝博)** 私、じゃあ、今までの違いよくわからなかったんですが、私は入っていると思ってたんですけど。再生可能エネルギーのほうは、私は一般的によくわかりやすいというふうに思うので、この次世代エネルギーというのを再生可能エネルギーというふうにすることはできないのでしょうか。

**○企画政策課長(上大迫 修)** これまで1次の総合計画に基づき、特に次世代エネルギーにつきましては、体制を踏みながら、計画も別途策定し、既に周知させていただいております。政策の方向性としては、市民の方々にも、既成の事実といいますか、方向性として認定いただいておりますので、これを改めて再生エネルギーという形で捉えて、表現を変える考えは持ち合わせておりません。

**○委員長(持原秀行)** ほかに。

**○委員(成川幸太郎)** 次世代エネルギーということで、以前も新エネルギー対策課のほうには、水素を活用したやつというの、全然、薩摩川内市では取り組まないんですかって聞いたこともあったんです。ただ、今度は燃料電池車がここに入ってくるとすれば、水素スタンドをどこへどういう

ふうには薩摩川内市としてするのかということも、大きな課題にはなってくると思うんですが。経済産業省は当面100カ所、水素のスタンドをつくるということを言ってますけど、薩摩川内市にそれをつくるような計画というのは今できているんですか。

**○新エネルギー対策監（松枝賢治）** まず、水素ステーションでございませけれども、確かに全国では100カ所目標とされておりまして、九州管内では福岡県あたりを中心に水素ステーション動いております、商業用の水素ステーションが1カ所運行したところでございますが、薩摩川内市の中では、具体的にどうしようということはありません。

**○委員（成川幸太郎）** こうして対策監も来られて取り組まれているのに、一番、次世代エネルギーに対して取り組みを、市を挙げて取り組もうというところに全然予定がないということは、何かちょっと絵を描いた餅を追っかけているような気がするんですけども。今後の計画として、以前、何年か、数年前は、水素ステーション、全国500カ所に設置するという計画がちょっと経済産業省断ち切れになって、今回新たに100カ所ということなんですけども。やはり、そういうものは積極的に取り組むということをしていかないと、実際に新車販売も15%に持っていかうとする中に、燃料電車をに入れていかうとすれば、やっぱり必要じゃないかと思うんですけども、ぜひ前向きに検討をお願いします。

**○新エネルギー対策監（松枝賢治）** 次世代自動車というときには、水素自動車も入っております。ただ、指標としては、まだ普及している状況ではございませんので、指標としては、電気自動車プラグインハイブリッドの15%という国の指標を持ってきておりますけども、全体としては、次世代自動車という中で進めていきたいと思しますので、そういったところも今後検討しなきゃいけないというふうには思っております。

**○委員（江口是彦）** この分野では、産学官連携の取り組みというのが非常に重要だと思うんですけど、大学が来年4月以降の動きに関して、一つは国際的に世界に活躍する大学、それから、もう一方は、地域振興というか、地域のいろんな取り組みに協力、支援する大学ということで、2分野に分かれるそうですけど。鹿児島大学は地域貢献

というか、地域実態と一緒に貢献していく分野と位置づけられたということで、その専門の担当の先生は、先行的に薩摩川内市ともう動いているんですというふうに言われてましたので、ああ、そうなんだと。私がいたから、薩摩川内市の名前を上げられたかもしれませんが、かなり自信が、そういうふう自治体との連携ということで、薩摩川内市を一番目に上げられましたから、その辺の動きというのは、もう来年4月からという、多分国の予算の関係だと思うんですけど。ということですから、もうそれこそ始まっていく動きだと思うんですけど、その辺はないんですか。

**○新エネルギー対策監（松枝賢治）** 鹿児島大学とは連携協定を結んでおりますし、鹿児島大学様のほうでは、文科省様の補助事業で新しくCO2センターとあって、産学官連携のセンターをつくれるそうなんですけども、それは、ことしから動いていくと。その中で重点的な市町村をたしか3市町村置いていらっしゃるしまして、鹿児島市が一つ、薩摩川内市が一つ、もう一つが、済みません、屋久島だっと思っておりますけれども、三つ置いてございまして。特に、薩摩川内市のほうではエネルギー関係を重点に一緒にやっていきたいとなりまして。この章とは違う章で、次の章で産業政策がございませけれども、その中で、産業連携していきたいと思っております、早速エネルギー関係で、新しく社会人向けの研修会といいますか、講習講座ですか、そういったものを設けていただくようになっていらっしゃるしますので、ぜひ連携してさせていただきたいと思っております。

**○委員（川畑善照）** この省エネルギー対策のアンケートのこれで、現状で85%をまた5%程度上げるとなってますが、これは、国の施策とも連動すると思うんですけども、例えば、LEDしていくのはもうどんどん進んでいくと思います。ただ、太陽光とか風力とか、そういうのは、蓄電池関係の問題もあるし、森林破壊の問題も出てくるかと思いますが、そういうのはどのように把握されているんですか。まず、それと、国の政策がやはり買取価格とかで制限を加えてくるかもしれないんですけど、そうなったときに、蓄電池関係の問題、森林破壊の問題がある。

**○企画政策課長（上大迫 修）** あくまでも私どもが掲げます次世代エネルギー技術の市民生活への浸透といった中で、住民の方々に直接省エネで

ありますとか、太陽光に関する関心を聞いております。国は、当然のように、買取価格の制度設計の最高の問題でありますとか、課題は抱えつつも、エネルギー政策については推進するというふうの方針は示してありますので、そういったのが進んでいく段階では、私も薩摩川内市民にとりましては、このエネルギー技術に関して、より関心を上げていくという形で取り組んでおりますので、その点においては、整合はとれているだろうと。ただし、順風満帆に国がやっているのをスピードと、考えているスピードと、こちらの市民の皆さんの理解のスピードが合うかどうかというのはやってみないとわかりませんが、基本的には方向性は同じですので、さらに5%引き上げるという大きな目標を掲げて取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○委員（川畑善照）**今、申し上げたのは、蓄電池の技術問題は進めばそれで安定供給できると思うんですが、それと、森林、農林水産関係とも関係してくるんじゃないかと思うんですが、そういうところなんかも全然眼中にないんですね。

**○新エネルギー対策監（松枝賢治）**農林水産関係では、昨年11月に、農水省が新しい法律をつくってございまして、農林水産地にそういったところに再生可能エネルギーを導入する際にはということで、うまく農業と再生可能エネルギーとうまく両立するような形で、新しく法律をつくってございまして、それが5月には施行されてございまして、そういったところも使いながら、バランスのとれた再生可能エネルギーの導入を図っていかないといけないというふうには考えているというのはいつでございます。

もう一つは、バイオマス関係で、畜産関係のし尿等も使いましたエネルギーとかも、うまく使いながら、そういったところでも可能性があればやっていかないといけないというふうには考えております。

**○委員（井上勝博）**先ほどの言い方を、質問をちょっと変えます。次世代エネルギーの中に、私は原発は入ったというふうな認識だったので、それはもう違ふとはっきり言われたので、私もう一回調べてみますけれども、ただ、この中で原子力エネルギーをどうするのかと。いわば再稼働については、議会として判断が示されてしまったわけでありましてけれども。しかし、将来的

な問題でいえば、使用済み核燃料の問題とか、さまざまな問題が原発にはあるわけです。この使用済み核燃料がプールが満杯になるのは、もう10年もすれば満杯になるだろうと言われていたわけで、もはや原子力エネルギーというのは、いわば過去のものというふうな、もうどうしようもないわけですから。というふうな、やっぱり私はそういう認識でいるわけです。市として、原子力エネルギーを、この10年間という構想の中でどう位置づけるのか。そこが非常によくわからない、わかりにくいと思うんですが、どのようにお考えなんでしょうか。

**○企画政策課長（上大迫 修）**まず、この政策の2、生活環境の4番で取り扱っていますのは、次世代エネルギー技術の市民生活への普及ということなので、原子力、火力については一切言及しておりません。そして、市の政策におきまして、原子力エネルギーをどうだ、火力エネルギーをどうだという形について、施策上の位置づけはいたしておりません。

ただし、冒頭、構想の議論のところの、本市の現状と課題のところでも申し上げましたとおり、原子力発電所が立地することに伴う、住民の安全・安心に対する考え方に対しましては、適切に対応していくという課題に示しているだけです。ですから、市町村行政におきまして、原子力エネルギーをどうするという点については、一切の記述はございません。

**○委員（井上勝博）**再生可能エネルギーが目目されているのは、CO<sub>2</sub>を発生しない、それから、エネルギーの自給率という点でも純粋な国産であるということ、そして、エネルギーの枯渇がない、常に供給されてくるということなので、原子力エネルギー、化石燃料のエネルギーと違う、そういう特徴があるから、この再生可能エネルギーをもっと活用しようじゃないかというふうなことになってきているわけですね。

だから、そもそもそういう動機というのは、原子力エネルギーや火力発電のエネルギーに対する対策として再生可能エネルギーの普及が求められているということだと思っております。この原子力エネルギーについて曖昧な態度のまま、幾ら次世代のエネルギーの普及をというふうに言っても、私は市民に対する説得力というのは、非常に弱くなるんじゃないかなというふうには思うんですが、

それはいかがでしょうか。

**○企画政策課長（上大迫 修）** ちょっと計画ベースの議論になりますが、国の政策におきまして、エネルギー基本計画でありますとか、ベースロード電源であるとか、いろんな形ありますけど。国の政策において位置づけられたものを、市町村の総合計画の中で、原子力エネルギーとはどういう対応をとるんだ、どういうふうな政策的位置づけになっていくんだという話については不要であって、基本的には、既に整理されたものという形の中で進めていっていいのではないかと。

それと、この中に、次世代エネルギー計画といえますのは、今後のまちづくりにおいて、重要なキーワードとして議論すべきであるから、施策としての位置づけを行おうとしているわけで、その導入の仕方が、その技術を市民生活の中に入れ込んでいく。産業活動における部分も一部入っておりますけども、分野が違うところに入っておりますけど、そういうふうな考え方でやっておりますので、改めて原子力エネルギー、火力エネルギーについて、政策上の整理というのは必要ではないのではないかとというふうに整理をしたところであります。

**○委員（井上勝博）** 国は、そういうベースロード電源ということで位置づけているわけですが、我が市町村にとってこれからどうするのかという問題の議論ですので、私は国がそういう立場をとっていても、自治体としてはどうするのかということは考えてもいいんじゃないかというふうに思います。

以上、意見です。

**○委員長（持原秀行）** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、施策4を終わります。

次に、施策5について、当局に説明を求めます。

**○企画政策課長（上大迫 修）** よろしいでしょうか。政策2の施策5でございます。「公園等の整備と良好な景観形成の推進」ということでございます。現状と課題は三つに分けてございます。①は、多少、文章、長くなっておりますが、地域内の公園等につきまして、身近な憩いの場としての活用、さらには、防災上の観点、観光利用等の関係、幅広く利用されてきておりますが、一部においては、施設の整備や利用形態などによる施設の

充実が求められている状況でございます。

一方、本市の中心を流れます1級河川につきまして、昔から市民の憩いの場として親しまれてきましたが、近年、市民の価値観等が変化し、川に対する意識や思いが薄れ、河川空間、水辺空間で憩う市民の割合が少なくなっているところでございます。

しかしながら、一方で、現在進められております川内市街部改修等にあわせまして、本市のシンボルであります川内川の河川空間については、有効活用するべく、水辺空間の創出を今後とも進めていくという考え方を示しております。

二つ目に、公園等の施設の維持管理につきましては、指定管理者制度や住民また自治会の皆さん等によります維持管理等に御協力をいただいているところでございますが、今後適正な維持管理を行っていくとともに、施設の老朽化に対応した計画的な改修や方針の必要性があるというふうに考えているところでございます。

三つ目でございます。特に、景観に関しましては、長目の浜でありますとか、入来の伝建地区の関係、藤本滝など記載のとおりでございますが、今後も、景観重要資源等の指定によります整備、保全、活用を図っていく必要があるというふうに考えております。また、街並み景観につきましては、一般国道3号の無電柱化とあわせまして御陵下地区の景観整備等を実施しておりますので、一体的な景観形成を今後とも進めてまいりたいというふうに思っています。引き続き、上川内地区におきましても、実施に向けた関係機関との調整をしていく必要があるというふうにいたしております。

目指すべき姿、基本目標としましては、良好な環境が形成され、市民がいつでも気軽に利用できる空間がそこにあるという考え方でございます。

成果指標と目標値でございますが、市民アンケートにおきまして、「市内の公園は快適な環境が整備されるというふうに感じますか」という問いに対しまして、現在67%でございますので、プラス10%近くの上昇を目標値というふうにして示しております。

景観重要資産につきましての登録件数、現在10件でございますが、15件までの引き上げを考え、目標とするところでございます。このため、施策の方向性は、①におきまして、河川空間の有

効利用、市民の多様なニーズに対応したという形で利用しやすい公園等の整備を進めてまいります。

二つ目に維持管理に関しましては、適正な維持管理を行いながら、市民、企業等のボランティア組織等によります美化意識の啓発、管理体制の構築に努めます。二つ目の項になりますけども、計画的な施設の改修や更新に努めることも方針でございます。

次に、景観の形成に関しましては、市民共有の財産として次世代に引き継ぐためにも、良好な景観を形成するため取り組みを推進します。特に、景観重要資産等の指定や景観学習等に関する啓発及び規制。事業の推進と関係機関と連携を図りながら進めてまいりたいと思っております。その実現に取り組むというふうにいたしております。

施策体系はごらんのとおりでございますが、役割分担の部分で、「(市民・事業者)」の部分につきましては、利用に努めながらも、ボランティア活動等によりまして、維持管理に参加していただく関係もしていただきたいということ、それと、身近なもの等につきましては、愛着をもって保全美化活動に努めていただきたいこと。それと、事業活動等につきましても、景観の維持を配慮した取り組みをお願いしたいということでございます。

「(地域・団体)」につきましては、同じように、大切に使い、利用し、守っていただきたい。特に、自然や歴史的、文化的な資産等につきましては、保存、活用を図ってくださいということを示しております。行政の役割といたしまして、公園等の整備、適切な管理の部分、二つ目には、市民参加の啓発等を促していく部分、三つ目には、景観等に関します情報の提供とか啓発の活動に努めていくといった部分を役割というふうに記述をさせていただきました。

以上でございます。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

**○委員（江口是彦）** 1点だけ。これも最近、島のほうで話題になったことですけど。公園等の維持管理、この指定管理者の問題です。これを、例えばグラウンドとかいろんな建物とか、というのの維持管理と違って、指定管理する場合でも、やっぱり地元のマイ公園というか、どうしても指定管理に出すときには効率よくもう一つ一つをや

るというわけいから、もう全体を一括して業者にと、力があるという — 機動力があったり、機械力を持ってたり、それから、社員をいっぱい持っていたり、そういう、会社のほうが、確かに効率よく管理できていくわけですけど。今度、話題になったのは、やっぱり婦人会とか地元の自治会とが年に何回かはボランティアでやっぱり清掃活動して自分たちの公園、トイレを掃除してみたりとかするわけです。だけど、普段は、ここはどこが管理している、指定管理はどこどこだというもんだから、草が一応管理しておったのかいと、一歩引いて、不平を、不満を述べる立場になってみたりしていると。だから、それを地元の自治会とかボランティア組織でもいいんですけど、そういうところの一つ一つ身近なとこに管理させるような方式がいいんじゃないだろうかと、ぜひこれは言ってくれというようなことが一つあったものですから言うわけですけど。マイ公園というか、本当、その地元の人たちが常日ごろから散歩したり、子どもを遊びに連れていったり、そういう場所として、自分たちで管理できる仕組みというのも考える必要があるんじゃないかなという気がします。

何かほかの指定管理と区別して、地域の公園については、細かに指定管理を、面倒ですけど、する方法もあるんじゃないかなと思って、あえてここで述べました。

**○建設部長（泊 正人）** ただいまの公園の指定管理についてということがございましたけれども、たまたまというか、来年の3月で指定管理の期間が切れます。来年の4月以降、新たな指定管理者を5年間決めるために、ことしも既に公募をしまして、応募がありまして、各11ブロックに分けてあるんです。薩摩川内市、甌が四つで、あとこっちが七つですか、11ブロックに分けて、全てのところに、コミの会長さんに入ってもらったりしながら、選定委員会というのをやしまして、全て終了いたしました。12月議会に御提案して、その選定を審議していただくことになろうかと思いますが。その中で、1カ所だけが、東郷地域だけがコミュニティ協議会が手を挙げまして前回もだったんですけども、後はもう建設業者さんです、ほとんど。甌につきましては、里は里の業者、上甌は上甌の業者さん、鹿島は、下甌から手があがっています。下甌は下甌でなっているんですけ

ども。そんな中で、地元でもさせてもえらんかというような話もございましたし、企画と話しましても、今後指定管理を、そういうマイ公園みたいな形でやる方向も検討しております。ただ、今回、そこまでは行き着きませんでしたけれども、その手を挙げた、指定管理者になるであろうと指定管理者が、地元の自治会やコミ協に下請に出すことは不可能ですので、その取った額の中で、それは十分考えを大きくして、我々はそれには対応ができるようにしていきたいと思っております。

今後は、今、江口委員おっしゃいますように、そういう一自治会に一公園を任すというような方法も大事なことだろうと思っております。

以上です。

○委員（江口是彦）もう具体的に進んでいることで理解しますけど、今言うように、下甌は、—もう鹿島から下甌まで、表裏含めて、青瀬、長浜、それから、西山とか。もういっぱい公園とかいろいろあるわけです。それが、一業者でざっとしているというのが、何となくやっぱり地元の人にしてみりゃ、もっとちゃんとしてほしいなと思ってみたり、本当は、自分たちでやるのが一番いいんでしょうけど、なかなかその辺がうまくいってないところもあるのかなと思ったものですから、一応、これはもう終わります。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

○委員（川畑善照）市街地にホームレスが居ついたりして、前の頃あって、大変苦労したことがあったんですが。それと、水洗の毀損、破損やらあったんですけども、そういうのは、よく見て、もちろん指定管理者に言っているんですけども、

○建設部長（泊 正人）指定管理者からは毎月報告書が回ってくるようになりまして、基本、毎日、公園、トイレは確認をするように巡回はさせてあります。それで、伐採、除草なんかは月に2回というのが基本なんですけども、それ以上にやってもらっておりまして、ガラスの破損とか、そういうものについては逐一連絡が来るようになって、建設整備課が動いて対応はしております。

ただ、ホームレスについては、今、向田にいますけど、向田の人に注意をしますと天辰に行くわけです。今度また天辰を注意しますと、どこかへと。これでイタチごっこになってまして、今、福祉のほうともいろいろ協議をしているんですけど。こちらで把握しているところで3名いらっし

やいまして、こっちも手をやいているという、回答になっていないんですが、そういう状況でございます。

○委員（井上勝博）ホームレスの話ですが、これは、やっぱりすぐ生活保護とか何らかの手だてをとってつないではないんですか。

○建設部長（泊 正人）私どもが把握している方は、そういう生活保護の話もしてあげるんですけども、この人たちに限ってプライドが高くて、それに乗ってこられないんです。

○委員長（持原秀行）よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

○委員（井上勝博）公園の問題でよく聞くのは、やっぱり公園自体が非常に狭い公園が多くて、大きな公園は大きな公園であるんですけども、例えばボール投げは禁止するとかいう公園もやはりあったりするわけです。若い奥さんからも相談を受けて、やっぱり薩摩川内市には、そういう子どもを安心して遊ばせられるような公園が少ないです。ねというふうなことも指摘をされたりしていますが、ここの現状と課題の中に、薩摩川内市の公園というものの公園の数とか、公園の利用とか、そういう面で、どういう水準にあるのかということがちょっと明確ではないんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○建設部長（泊 正人）実は、合併前の平成12年に緑の基本計画というのをつくって、その後、合併後の薩摩川内市でつくらないといけないんですけど、まだつくってはないんですが。この平成12年で目標値を市民1人当たり20平米という目標値に対して12.3ぐらいです、現在のところ。その後、合併しまして、若干落ちている状況です。公園自体がそんなぼんぼんつくれないというもでございます。

それから、基本的には開発公社が団地造成をしたり、住宅造成をしたり、民間業者が宅地造成を行ったり、あるいは区画整理で行う場合、その区画整理を造成を行う区域の面積の3%は公園としてつくりなさいという基準もございますけれども、まだ、11、12%ぐらいなんですけれども、類似の団体としては、大体どこもそれぐらいの水準で、20%という高いところには、ちょっと追いついてないところが現状です。

○委員（井上勝博）緑の基本計画の中で目標が1人当たり20平米ということですね。それはや

っぱり合併前の平成12年に、そういう計画を持っていて、まだ達成していないということであるならば、やはり、それは、現状の中で明記されなければいけなかったのではないだろうか。その緑の基本計画というのは、何年までの目標ということなんですか。

**○建設部長（泊 正人）** 何年までというあれでもないんですけども、そういう20に対して12という数字はございます。ただ、現在のところ、公園を新たにつくっていくということになりますと、どうしても、土地を確保しないといけない。中郷あたりの近隣公園にしても、天辰の近隣公園にしても、区画整理事業の中で、減歩という地方の中で公園敷地を生み出していますから、その土地の買収費用というのが要らないわけです。その辺を考えると、今後、新たな公園を土地を確保してつくっていくというのは、非常に厳しいです。

それと、先ほど上大迫課長の話の中にありました、長寿命化というのが出てまいりますので、現時点では、この成果指標と目標値のところ、使いやすい公園と思うというアンケートで67を上向きにしておりますけども、これも、そういう公園の遊具の修繕、改修等を行ったり、指定管理者による樹木の選定、除草等によって、とりあえず今のところは現況の公園を充実していこうという考え方で、この20%になかなか近づけるのが厳しいですので、ここではあえて1人当たりの公園を、面積を幾らにしましょうという数値はちょっと出してないところです。

**○委員長（持原秀行）** よろしいでしょうか。質疑は尽きたと認めます。

**○企画政策課長（上大迫 修）** 先ほど地区社協の話と……

**○委員長（持原秀行）** ちょっと待ってください。施策5を終わります。

それでは、先ほど水道局長のほうからののがございましたので、報告を求めたいと思います。局長。

**○水道局長（落合正浩）** 大変申しわけございませんでした。先ほどは資料を持っておりませんでしたので、数値が大きくなれば経営が悪くなるのではないかというふうになんか逆を考えましたが、経常収支の比率と申しますのは、企業の収益性を示すものでございまして、経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示すもので

あります。100%を超える数値が高いほど経営状況が良好と言えます。100%以上であれば経常利益が生じており、100%未満であれば経常損失が生じているという形でございます。本市におきましては、平成28年度、失礼しました平成25年度がこの比率が109.4でございまして、平成24年度におきましては、112.38%でございました。このような目標値を120といたしましたのは、平成28年度に事業統合を今予定しております。本土地域におきましては、全ての簡易水道を水道事業に一本化する、そして、甌を上島、下島の2つを簡易水道に残すという形になりますが、本土地域が事業統合いたしますので、それによります事業の効率化が図られるということ、また、その事業統合にあわせまして、業務委託につきましても見直しをしていながら、その辺で効率化を図っていきたいと考えております。

要するに、収益を落とすことなく、費用を圧縮する努力をしていく中で、この数値を求めたところでございます。

ちなみに、120といたしましたのは、今申し上げました要因があるということと、鹿屋市が128、霧島が125という現在の数値がございまして、少なくともこの類似の都市の数値には近づけていきたいという思いもありましたので、120という目標数値を上げたものでございます。

以上でございます。

**○委員（谷津由尚）** ちょっと、私の記憶では、経常収支比率は80が適正という、何かと勘違いしたのではないかと思います。そうであれば、今おっしゃったことは理解しました。

**○企画政策課長（上大迫 修）** 済みません、企画政策課です。計画書の調整に当たりましては注釈を入れて、通常の一般会計で言う財政分析上の経常収支と、出納事業におきます経常収支、これ定義が違っているようですので、きちっと説明できるように注釈を加えたいと思います。

**○委員長（持原秀行）** お願いします。

**○市民福祉部長（春田修一）** 済みません。先ほど成川委員の質問で地区社協の話をしていただきましたが、私、全部の地区コミにあるというような思い違いをしておりました。確認をとったところ、まだ半数には届かないんですが、地区社協ができていない地区コミと、できていない地区コミがあるというようなこと等でございます。社協の

ほうも、全地区コミのほうに、できれば地区社協を設置しながら、地域福祉活動を続けていきたいというような思いがあったということでございますので、訂正させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）以上、訂正の報告がありました。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

以上で、政策2に基づく基本計画の各施策の審査が終わりました。

ここで、議案第111号に係る審査を一時中止します。

---

△閉 会

○委員長（持原秀行）本日の委員会は以上をもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。よって、本日の委員会は、以上をもって閉会をいたします。

次の委員会は、11月の20日、木曜日、午前10時から第3委員会室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総合計画基本構想審査特別委員会

委員長 持原秀行